



息
距
編

和装本

ハ 7
978
3



879
8

息距編

五六

息詔

息詔編卷之五



天明 事實第二

寛永十一甲戌年ヨリ海中ニ出島地形ヲ築立シ
 〆但是迄南蠻人當表町宿ニ諸人ト會合スル
 一甚不可然トテ今年ヨリ三年ヲ經テ寛永十三
 年出島屋鋪成就ス仍ニ蠻人共不殘出島ノ内ニ
 在留セシメ表門ニ番人ヲ附置高賣向ノ所用ニ
 テ往來スル者ノ外一切出入ヲ禁止セシル
 寛永十一甲戌出島屋鋪ヲ新ニ修造マリ其根元
 全ク阿蘭陀人所住ノ為ニ非ニ是迄南蠻人長崎

長崎

町宿ニ居テ諸人ト會合スル故和宗門ノ種類斷
絶スルヲ無之依是市中ヲ離レ海中ニ出島ヲ築
キ屋舖ヲ建蠻人ヲ在任致サセ高賣用向ノ外一
切無用ノ者出入ヲ堅ク可停止者彼仰付其草當
表町人廿五人ノ者普請料ヲ出シ家宅土藏等ヲ
造作シ蠻人方ヨリ宿代ヲ受用スルキ旨願ノ通
被差免寛永十三年普請成就シ蠻人共在任ニ宿
代銀八十貫目ヲ町人二十五人ニテ配分セリ則
大門ニ定番ノ者二人宛相詰蠻船在津中ノ町使
二人宛加番相勤シク長崎

寛永十一年十一月十九日辛未京都キリシタニ

之事有穿警八條殿御殿儀部并監師意伯令籠者

小槻孝
亮日記

九州ノ下関所相定往本年飛ノ事

寛永十二年秋年柳原飛強守仙石大和守支那ノ者長
崎古川町金銘次右夫ト以テ有切支丹張存伴夫
連ノ事一ツ所小金銘次右夫皆金銘次右夫ト以テ彼
者邪法を造ル共利支丹妙術を得たり者之由訴人
有之故早速捕之ル事欠落セシメ依テ長崎中ニ不
中及止込進取身見ル事今迄以所ノ有之以上ノ事不見

晝夜町に在り山に遠く東邊近國へ以て分るる所あり
関所を構はせし者一人あり其後亥年六月五日
三年に油断あり其後五月十日長崎の由片瀬村
物取所といふ者訴人より出片瀬より捕はし其時九
州の関所無事なり今よりおいて有る他國往來に儀其
所より支配人より手紙指出長崎八州年高常年利用
出に戸所は高所領に河あり是を金鑿谷といふ其
次古夫隠住す所の由嵯陽 雜記
當地古川町に次兵衛ト云者邪宗門ナル由訴人
あり彼者ハ魔法ヲ覺シニヤ目前ニ有之ト云へ

氏忽ち見失ふ程ノ者ニテ寛永十二年當圻出奔
セリ近國ニテ被仰越相シテ被遂御詮議此時九
州諸處ニ関所ヲ居住来切手無之者一人ヲ通ス
トシキ旨被仰越然ルニ寛永十四年六月十五日
長崎村片瀬助女衛門ト云者訴人ニ出ル故不意
ニ右ノ次兵衛召捕之江府御窺ノ上斬罪セラル
彼者常ニ金鑿ノ脇指ヲ差シタル故異名ヲ金鑿
次兵衛ト云リ又戸所御番所ヨリ西ノ山際ニ大
岩ノ横ニ裂タル内ニ十四五坪ノ穴アリ彼者此
内ニ隠レ往タル由後年此所ヲ金鑿谷ト云傳フ

長崎

寛永十二年昔年日本より異國へ渡海し候に據る人
よりへとも元龜元年秀吉公の朱印をり下唐船造り
船より 廣南 カンボヂヤ 東埔寧 トシキン 東京 ロウコン 高砂 カサ 太
泥 ルソン 呂宋 マカオ 天川 シヤムロ 暹羅より渡海し候に朱印をり
權現様 台徳院様 小朱印を頂戴寛永十一年
て四十三年程異國來渡商人共利國を成したる
寛永十二年秀吉公の朱印をり下唐船造り
り毒の柳を飛彈守仏石大和寺
日本より異國へ渡船數并小朱印

末次平藏 二艘 茶屋四郎二郎 一艘

船本弥平 二一艘 京都角倉 一艘

長崎 荒木勘左衛門 一艘 伏見屋 一艘

糸屋縫五郎 一艘 堺 一艘 岬陽 雜記

黒船停止の前より 耶蘇の教へ正法よりある事を公
事のいふをききて日本の人等より異國へ渡海の事
いふなるはひもやして寛永十二の年の日本異國渡海
の船は停止せしむ出されぬ是より長崎より渡海する
朱印除けりて年々異國へ渡海せし船も數りぬ長崎より
渡海する船五艘ハ末次氏 一艘 舟本氏 一艘 荒木 一艘 糸屋 一艘

あり泉州界伊豫屋船一艘京都船三艘八条屋角倉
伏見屋あり三所の船合て九艘ノ外他所より海海布
りつれり皆長崎より唐船造りノ大船より作りて皆長崎
の津より出帆す以時ハ明国には注事あり東京交趾塔
伽沙古呂宋亞媽港東埔塞暹羅等ノ外國へ往來
せしあり唐土には倭寇として明朝の初より日本の船を甚
禁制せしめし大内義隆より勅令船の外ハ曾て唐土
海邊の湊より日本の船至る事堅き制禁としてはたる船
あり以故に皆外國へ往來せしを世俗唐風りと号せし長
崎より海海せし人止し頃まで存命ありし多かりし

長崎夜
話草

寛永十二年亥十月切支丹宗門無之旨起請文案
文を以て被仰出之是島原一揆蜂起之二年前也
と去利より作る 常憲院様御諱を避て切し作り

官中
秘策

去利支丹誓紙ノ案文

去利支丹のらびり志ありめんとのり

一我々の何年より何年迄きし志た人よて日路り

九何年より日路りしらびり中よりより

之ハ今程何之宗神りて

一 去利支丹宗旨の成以前方許ういやは今
海海えの海に百後之末代きり志たんに立脚る
子仕るある同妻子眷属仲人へ其其の仕る妻
の自然何方より伴天連多しんひさんの其の女
と云共は書物新造のたーやは上へも儀りて
以て妄念りもおこし取扱るも同のたはま
いもとのキリ志たんに立脚るもおいてい志り
めんよ 起請文以て是をてつさるものや
一 上より天公てり志たんに立脚るもおいてい志り
つりあんな志りの法罰を蒙り死ていんなる野と云

於獄所諸天狗の在り候り五衰三熱のくる
みを請重と又現世をい退付らさるにたり人
白麻馬瘰とよき者やおそりき志ゆらぬ
んと如件

寛永十二年十月

何町

誰判

ひろひ

妻子 雑録

寛永十三丙子年當年ヨリ唐船不残長崎湊に令
着船一切他方ニ往来スル事ヲ禁セラル 長崎志

慶長十九年、南蠻之出家悲は追放、黒船急滿寺
は停止とあり、かりりた作之船より一年、五六艘以
令浪海出家雖は停止、密にして、浪海邪蘇之法無
断絶、寛永三寅年、為奉行水野河内守、江差下、以邪
宗門及嚴敷、以得共、輒轉者稀、多、因茲所、以、所使
四者、二三人、家差下、一、所端、多、致、弘明不轉者、八家、を
退出、一、門、を、と、下、殿、相改、退出、され、た、者、共、山、田
畑、等、の、木屋、を、建、て、住居、を、其、先、の、火、を、り、付、焼、拂、ぬ
か、く、る、に、所、存、く、雪、雨、の、濡、及、難、儀、止、法、の、不、立、得
由、訴、之、者、六、人、去、利、支、丹、併、を、不、ま、せ、轉、帳、判、形、を

せ、美、免、在、於、又、不、轉、也、の、八、嶋、原、温、泉、の、連、判、五、十
人、或、八、十、人、何、と、湯、之、端、に、置、き、熱、湯、を、汲、り、付、又
ハ、湯、壺、に、投、入、ル、ハ、骨、肉、難、散、す、る、を、見、し、正、法、の、か、へ、る
穴、釣、色、ハ、手、足、を、以、弘、明、せ、し、め、以、過、半、轉、下、り、也
寛永三寅年、河内守、寅永三寅年、河内守、
五辰迄、長崎奉行 為、代、竹、中
采、女、差、下、り、一、入、吉、利、支、丹、之、改、稱、敷、有、り、也、
其、頃、伴、天、連、の、仲、庵、下、伯、下、頼、と、い、ふ、三、人、あ、り、は、者
と、し、以、弘、明、者、之、最、邪、法、を、轉、旦、又、中、の、様、ハ、切、支、丹
之、法、一、切、不、立、得、由、一、他、之、國、を、奪、ふ、の、謀、亦、由、を、有
躰、ハ、白、狀、し、又、中、の、切、支、丹、轉、之、者、共、重、て、不、立、得、由、為

め誓文をいれたせ其書のおく書り我々三人姓名相
認以來遠變有るま旨に可仕殿訴証申出れば助命
に仰付三人之者存生之内一切支丹を改轉以者有
之時ハ誓紙を認其奥にハ毎度有三人奥書を仕
由右三人之内仲庵了伯ハ南蠻人不順ハ日本の者之
由陽
雜記
寛永十三年丙子南蠻人は迄長嶧在留ノ内出生
シタル血脉ノ種子共所穿鑿ノ上男女二百八十
七人阿媽^{アハカ}漢^カニ被相渡但親子兄弟相離テ市中可
及駱^カ動^カ天難計由ニテ大村家ニ被仰遣彼地ヨリ

數十人被差越警固有テ乗船セシタル長嶧
寛永十三子年長嶧有之南蠻人種子ハ遂吟味二百八
十七人天川ハ流罪ヨリ仰付奉行榭原飛騨守馬場三郎
左馬助種子所^カ有^カ一^カを引離異國ハ差越^カ事^カ故
所^カ駱^カ動^カ無^カ心^カ元^カと^カ大村領主^カハ^カ仰付警固人
教^カを^カ指^カ出^カし^カ乗^カ船^カせ^カし^カゆ^カら^カ日^カ又^カ大坂^カテ^カ邪^カ宗^カ門^カ之^カ
乞^カ食^カ七十人^カハ^カ差^カ越^カ是^カハ^カ天川^カハ^カ同^カ年^カニ^カ流^カ罪^カ
南蠻人所宿法停止出島ハ^カ押籠^カ之^カ事^カ
附南蠻船渡海^カ所^カ制^カ禁^カ之^カ事^カ
一寛永十三子年南蠻人町家ニ宿を以テ^カ徘徊^カ行^カす

る事亦停止し由り出島を築互相を圍い以所を
高賣す子年より丑寅三年於出島令高賣則寅年
帰帆之為爲上使太田備中守に美下向塔日本渡海
之儀堅く亦停止し旨に 何付之奉以柳原元陣
与馬場三郎左衛門 上同

寛永十三丙子ノ年々々よ蠻人ノ子孫長崎に在りて
公をより吟味ありし二百八十七人阿媽港に遠派せし
る血脉父を本として母は皆いあつたとへし母日
本ノ種子よて父蠻人ノ血脉なれば勿論あり父日本
にて母蠻人ノ血脉なれば則母のみつりて子ハ苗

む或ハ父放されし子ハ苗末裔或ハ子放されし母と
り母放されし子と兄弟して弟等あり弟は足止ま
る夫妻おるれ姉妹お難多ありす事所々戸の懸
しみいゝあるむくつけきある事も袖忍ほらあつた
りりしりりそのの旅路の由れば大石とありし本
けきもある。今をひまりの別れ路よりをさるるを
お取らりかほ知す。あて、物といひあへすま
して船を引寄せらるる事ありゆめりうつら我ハ人
りとそいあしとせりて中くたへし果あんとするも
あれど命だにあらふ又公事のゆるあらん

空めなき世を頼みてよと人とのいさむるよ又大
と留あちりて舟をこぼしあつみて抄るる風
たよつれなき追きよて鳴らくれけりしをある
れなき世を頼りし
長崎夜話

南蠻人長崎にて持候女房子男女三百人長崎ノ
湊にて舟にのせ天川へ被遣候キリシタン御政
道被成始にて候三百人ノモノヲ流罪不被仰
付候者有馬一揆ノ時分長崎モ一揆ニ一揆ヲ起
可申ヲ加搦ノ御仕置御名譽成御事ト下々マテ
取沙汰イタシ候ヨシ
天文末録

那勿^{ナハツラ}蠟王崇信天教棄國修道自誓普度四方路經
呂宋來到長崎竟就顯戮寛永丙子年事也其名マ
ルセイ^{采覽}口^{異言}此地名「ナハツラ」又「ナツ」漢譯納瓦刺
コレ伴斯巴你亞十四部ノ一ニシテ別國ニ非ス增譯
寛永十四丁丑年薩州ヨリ南蠻船一艘送來ル此
船琉球ニ漂着、由松平薩摩守ヨリ琉球ニ遣置
シ役人捕之薩摩ニ挽來テ直ニ當湊ニ差送テル
相シク被遂御穿聲之處伴天連六人日本人三人
邪宗門ヲ弘ベキ為ニ日本ニ忍ビ渡リタル由白
状不則禁獄有テ江府ニ被仰上此時九州大名中

御奉書被成下之
今亦幸了皇太后人宗門為不弘後彼國南蠻人六人
日東人三人就差越以於松平薩摩守領内捕之遂穿
鑿小室者類白狀小物小南蠻人構傷弘宗門以子付
日東人海海之儀先年江停止小吏御江仰出以字書
物進以書面一通領内浦之達能了可入急旨上意子以
也控謹言

八月十日

阿部豊後守

松平伊豆守

九州大名中等家所あり

長守

寛永十四年八月日本之越南蠻船一艘琉球子澤着
在薩摩守番之者捕之了つ多へは連越以を早速長
崎へは送南蠻伴天連六人日本人三人奉州馬場三郎
左馬助柳原飛騨守詮藤有之云々日本へ邪宗門為
可弘忍来小を捕由申小付長崎幕舎に申付着
之義ハ不分明以以時九州中子出以奉書之字在也
崎陽雜記は奉書前之長崎老
子の女たる取之
寛永十四年丁丑十月肥前島原ノ賊起り翌年戊
寅二月ニ至テ平テ下ノ平賊ノ卷ニ詳カ
ナル故畧之

寛永十三丙子年ヨリ同十五戊寅迄蠻人出島ニ
在任三ヶ年ニ及シ處前年丑十一月頃ヨリ天草
島原ノ鄉民等蜂起シニ及籠城ノ鬼翌寅二月一
揆悉誅戮セラル然レハ蠻人共日本ノ地ニ差置
ルニ一甚以不可然ノ旨ニ當年上使太田備中
守長崎ニ被差越向後南蠻人日本渡海一切御制
禁被仰出則在津ノ蠻船同出島在留ノ蠻人共一
人天不殘帰國被仰付向後決テ渡来ルマシキ旨
相シク被仰聞尤去ル天正年中邪宗門ハ御制禁
ニテ高賣一偏ニ渡来ル事ハ御免ニテ猶又去

年ヨリ蠻人ヲ出島屋鋪ニ被差置之處一圓邪宗
門ノ銘黨断絶セズ今度島原一揆及籠城事成ル
故右ノ通急度被仰出之由也此時出島明屋鋪卜
子ル長崎

南蠻人御制禁

寛永十五戊寅歲太田備中守被
召命長崎到着有之此度南蠻人渡来ノ儀一切御
制禁被仰出付在留蠻人共一人天不殘帰國可
致向後急度日本再渡致間敷旨嚴敷被仰渡最
天正年中邪宗門嚴御制禁高賣一向ニ渡来事御

免之處其後兎角邪宗門餘類不斷有之此度既
一揆ノ事有之ニ於ニハ尚又嚴敷被仰付旨申

渡工瓊浦

寛永十六己卯南蠻船三艘入津シ前々ノ通渡海御
免被成下夕キ願申上夕リ則江府言上、処井上筑後
守當表ニ被差越去年渡海御制禁之趣急度被仰
出之處今度押ニ渡来リ其以不法至極也此節迄ハ
被差免之間若重ニ令渡海ハ急度御仕置可被仰
付旨直ニ令帰帆テ且又此節長崎町中ニ有之
諸尼利亞人ノ種子五十人蠻國ニ相渡中ル
長崎

啓事、以テ寛永迄四十二年ノ旨阿蘭陀人肥前
ノ内平戸ノ海濱一ト高賣ノ高利在取所屋ノ徘徊
一ト心停ノ家居在 令自由業寛永十五年寅卯
平伊豆守嶋原助傳ノ旨平戸ハ以テ主事阿蘭陀人居
見分ノ事不相夜ノ要害リ一ト有之由悉破却中
付歸國事ノ翌十六卯年为上使井上筑後守邪宗門
改ニ長崎ノ長崎ノ有之工ケレト阿蘭陀種子平
戸ノ本懐々ノ地ニ有之阿蘭陀種子共不残工ケレト
子一研ノ咬嚼也ト示カレモ後阿蘭陀人平戸ハ
海濱ノ儀寛永十八己年ハ停止ト成以年才出

嶋子之押義の孝行馬場三治在馬場 柘植平右衛門

嶋陽 雜記

寛永十六年己卯の事也紅毛國も蠻國も類ひせし

水土亦れむもの種子日本の種子も混雜互へりすとて則

平戸長崎も亦紅毛血脈のよからし人咬啗也へ放流せ

らるは時より志やたらし紅毛人住居ありて平戸へ年毎に船

つりいぬけぬ紅毛の子孫みよ咬啗也へ遠流ありは十一人

皆長崎より帰帆の紅毛船に乗て放ちつゝるさる 長崎夜話草

波羅泥亞寛永己卯年長崎市船司捕獲番人天學

之後即斬之後聞其人此國王姪名アルべル死年

二十餘 采覽異言註

寛永十七年庚辰六月七日天川人六十餘人於長

崎梟首去月被風放長崎表へ漂着久皆是耶蘇

宗門殊二彼ハ盜賊、由依有其聞被誅 寛明日記

六月七日天川人六十餘人於長崎被梟首去月被

風放長崎表へ雖為漂着皆是耶蘇宗也殊二彼ハ

盜船之由依有其聞被誅今年筑紫二有虫其形如

牛頭二有鋸大寸如蟻世説曰是耶蘇之亡靈故ト

云々 元寛日録 ○本書二天川人三十餘人二作ル

加々爪甚十郎忠澄寛永十七年受 釣命赴肥

前國長崎此時異國高船多来所其来者僉耶蘇門

徒也表殺戮之徇之且其船舶亦令燒却本朝武林傳

南蠻船停止 寛永十五年ヨリ也

十七年五月ニ呂宋ヨリ南蠻船一艘長崎ニ入津

又同六月中旬ニ南蠻人七十四人ノ内六十一人

誅罰セラルル船ハ長崎ノ港口スジ浦ト云所ニ

燒却殘ル十三人ニ日本ニ來ル一本意ニアラキ

ル一明白ナルニ依テ赦免アリテ唐船ノフルキ

船ニノリテ本國ニ返帆ス郷ニ歸テ此旨語り聞

セ再日本ニ來ル一十カレトナリ華東通商考

五月十七日南蠻船一艘七十四人乗組入津ス此

船又又渡海御免ヲ願トシテ渡來由即刻江府言
上有之処同六月六日上使加々爪民部少輔被差

趣去去年以來渡海御制禁之旨稠シク被仰渡之

又又今年天渡來リ日本ノ御國法ヲ蕩如スルノ

仕方其罪科甚以輕カラス不殘死罪不被仰付ト

云ハ尺日本ノ御法度ヲ本國ノ者共ニ告知シム

ハシトテ關ヲ取セ六十一人切捨十三人助命ア

リ本船ハ積荷物金銀等其傍ニ西泊前スシノ

海上ニテ燒捨ラル彼十三人ハ唐船造リノ小船

ヲ下シ玉リ飯米薪水等相添七月十九日帰帆セ

シノテル長崎

五月十七日南蠻人七十四人乗船入津号り、
吟味ゆゑに日本後海に義の停止に仰付難
仕に依て可成日赦免の訴所後海仕付因言上中
乃馬場三郎左衛門尉江户へ以臣進中言依之同
六月六日為上使加加所民部少輔り下南蠻
者後海に義の停止に忠お成り義之科不輕に不
殘死罪より仰付べくは其法改道に及東國
又七為了知十三人圍を取以助て六十一人死罪に
仰付東船ハスニ仲り其は燒沈十三人、者ども

凡世南蠻人日本後海に抄りてハ如是可成に本
國に者よりハ志すせり中派回七月十九日下唐船
送り之船より令帰帆に

崎陽雜記

黒船禁止ありていまた三年を経るに意欲十七
五月もやあまりの黒船一艘長崎の津に乗りて
商賣を願ふ望き停止之事既に先年お成りた
されし故りるんと押入津致せり其罪科
甚重しと聞来より以下知りて別人數七十人
の内六十一人誅罰ありて船ハ湊内を下浦と云
ふより荷物も燒沈めらば跡り十三人ハ日東へ

来り予同言せらるるを仰り歎く以て来りし
聞けり此ハ未ゆりナレを憐れ唐船の乗捨一物
ありけり在路ハ在國へ入りてけり一を法
了二夜日本に來り予ふりれとて歸りたまひ

如長崎夜
詰草

誅耶蘇邪徒諭告阿媽港狀

林忠雅山

夫施政安民者國家之本也修文棟宇者主將之德
也及本朝慶長之初源大君之治世文武兼備
寬嚴相濟四夷來欵而立市船司于肥前長崎浦高
賈交易者往來絡繹阿媽港之蠢蠻平素尊天主之

教欲弘其邪法于本朝比軍所來之船中或雇唐
船以載耶蘇之徒歸伴天連者到于此蓋是以此教
而唆我里民竊有覬覦本朝之志故大君震怒
捕伴天連及其徒悉斬之磔之下令禁之有信其法
者罪及三族酒來先君大相國今大君幕下三
葉之間最惡徒斯之制禁益甚然阿媽港猶寓事
于高賈匿伴天連于所雇唐船底來而微服潛行于
郡國以此邪術誣惑庸人且變船密養其衆是以其
徒連年逢囚繫或陷大辟或被焚死者多矣加之丁
丑之冬彼邪徒蠅集蜂起于肥前島原屢入邑里燒

家屋害人民據舊壘不急破之絕其根而使枝葉滋蔓若有見張魯孫恩之類乎戊寅之春凶徒亡滅斬馘者殆可四萬人然我騎兵步卒以下為彼被殺死者亦有之然則變賊其罪最重了憎而可嫉之至也由是去歲使節到長崎論汝國人向來必無向干本朝若有再來者悉戮其船中人以無子遺云々而今背其嚴旨詐為乞和乎者重到于此地官事無監制令何變其言謹奉鈞命不知其他不敢赦之即壞其船執其徒若干人梟首長殉于市其餘者無少長皆誅之但船子及醫師者准彼則其罪輕且欲令

汝國貴知此事故免其死刑別造小舟放還之使此狀告于本國也凡阿媽港近隣酋長聞之者宜仰本朝之德以察武威之嚴也

寬永十七年月日

日本國

臣

加々瓜民部少輔藤原忠澄

羅山文集

禁耶蘇論明國商船狀

林忠

日本國欽差使井上院後守政重告諭明國諸商船主狀

一頃年阿媽港船託于高賈表於長崎竊弘耶蘇邪道勾引蚩々之氓我大君聰明英武早察之

制禁嚴肅國畏服若有信彼邪法者發覺則罪
夷三族然彼船中匿載佛律天連者來誣民擄人
故去歲降釣命絕阿媽港日無再赴于本朝若
有重到則破其船誅其人而無唯類今茲彼蠻賊
不順嚴有伴為乞和者來款大君震怒遣使節
到長崎縛其徒七十人悉皆梟首燒其船并器財
沈之于海是汝曹之所親見之也自今以往能守
我法高船往來多交易則彼此之利也
一蠻之自阿媽港來者既伏其罪耶蘇之禁爾嚴然
則彼必不得來然彼猶欲弘其法則邪師妖僧或

為有髮或為無髮或裝唐人之形衣日本之眼
隱汝曹船底到于本朝竊惑愚民并不可知也
然其猫眼亢鼻赤鬚鳩舌則烏屐卦欲度之則大
愚也大罪也且又先是我民之入蠻而習彼法為
妖師者蓋可有之他後以之偽為日本人或為明
國人潛載來乎是亦不可掩也如此則汝合船無
老弱皆殺而無赦且燒沉其船者必矣問國之大
禁而後入者西土之制而汝曹所可遵也謹守嚴
制勿騙于蠻
一及聞蠻賊以重賄附汝曹而後竊匿耶蘇妖人于

船底到於我地放置之于海岸傷為不知_下所由來者其然乎若果然則早到長崎司當申告之以汝曹為_上是欺而其恩賜於汝_下多於彼重賄若干也勿疑焉若隱而不告則必誅之急々如律令

寛永十七年仲秋日

日本國 領事使井上統後守政重_上

同年有密伴天連三人日本人切支丹立入_上者二人_下才下朝島の岩_上の由_下入陰_上置_下小を獵人_上と見出_下其所_上役人_下才_上の誰_下に也_上招捕_下す_上のそ_下く_上也_下崎_上奉_下以_上の_下右_上海_下柘_上植_下示_上右_下脚_上の_下馬_上場_下三_上中_下大_上門_下不

の_上もの_下と_上も_下は_上遂_下に_上明_下の_上系_下前_上唐_下の_上日本_下の_上排_下れ_上伴_下天連_上と_下も_上天川_下は_上今_下居_上任_下唐_上人_下と_上り_下合_上礼_下銀_上貳_下貫_上目_下差_上出_下し_上唐_下船_上の_下便_上を_下乞_上さ_下し_上の_下事_上に_下着_上別_下下_上朝_下島_上へ_下卸_上置_下れ_上て_下唐_上人_下と_上も_下も_上今_下帰_上帆_下五_上人_下の_上もの_下共_上に_下南_上蠻_下伴_上天連_下二人_上の_下日本_上人_下の_上内_下一人_上の_下薩_上摩_下の_上名_下今_上一人_下の_上長_下崎_上の_下もの_上先_下年_上日本_下より_上異_下國_上海_下海_上自由_下の_上者_下天川_上へ_下海_上一切_下支_上丹_下宗_上門_下より_上天川_下より_上飛_下れ_上り_下て_上自然_下の_上大_下抄_上の_下事_上り_下合_上卷_下全_上 暹陽 雜記
同年薩摩より伴天連五人邪宗門の日本人一人領内下朝島洞穴の内に隠れ居たり其所の役

人擄捕シ由當表ニ被差送稱シク被遂御穿警ノ
処先年日本ヨリ追返ナレシ伴天連共阿媽港ニ
居住シ此度為謝禮ト銀二貫目唐船ニ差遣シ便
ヨ乞ク薩摩地方ニ船ヲ寄セ彼島ニ却シ置唐船
ハ行方不知成タル由白伏ス則江府言上有之処
不殘斬罪仰付ラル長崎

凡異國人ノ中ニ在テ大ニ日本ニ固膠ニテコレ
カ害ヲ為スノ甚キ者ハ波爾杜瓦爾ノ人ニシク
ハナシトス此俗傲慢ナル日本ノ人ニ劣ラ又
者ナリ彼等此地ヲ檢出檢夫再自註曰此レハ偶
然ニ出タリ一艘ノ船暴

凡ニ達テ此國ノ浦ニ漂着セシ因テナリ一千
五百四十三年ノ頃ノ事トシ譯者曰一千五百四
十二年ハ天文ノ後後程千十キニ現前ノ利ニ誘
ハレ大ニ此地ニ植民シ人ヲ植ルハ彼等カ國ノ
習ヒナリ人ヲ其地ニ渡
シテ位下レ且ハ異財奇貨ニヨリ且ハ使僧ヲ遣
ムルヲ云フ所ノ耶蘇經ノ教ニヨリ且ハ新
他ノ者ト婚ヲ通スルニ因テ暫時ノ間ニ大ナル
富ヲ致シ深ク國人ノ心ヲ得テ大ニ己ガ利益ト
ナシ諸事如意ナルニ矜ル人餘リ敢テ本意ヲ逞
シテ其國ノ政事ヲナシ稍變スルヲヨスルニ
至リテ大ニ民ノ野心凶惡ノ端ヲ發キテ極ニ當

今家ノ害トナリ又「ケイツル」ノ殊ニ發キマシマ
シケルハ二書ノ面ニ奸計充滿シケルニゾアリ
ケル其一通ハ和蘭人カ取戻シツルナリ 洋中ニ
彼波
兩社互角ノ船ヲ奪取
リテ得ルナリ 和蘭人當時波爾杜瓦爾人
ト戦争ノ際ナリケル其上交易ノ便宜ヲ得ント
希フカ故ナリ又其一通ハ廣東ヨリ日本人カ得
テ遣ハシツルナリ 二通共ニ此方ノ賊徒カ彼
國ニ遣ス所ノ密書ナリ 廣
東ハ支那ノ邑ノ名ナリ扱亦其頃シテ國家ノ害
トナルヘキ委曲ノ事共教多同時ニ露顯シケリ
執政家ノ重キ諸侯路次ニ於テ一人ノ耶蘇ノ官

僧ニ遇ワレケルニ彼僧不遜ニシテ茶敬之禮ヲ
盡スナク皆ニ國人平生ノ格ニ準セストテ頻ニ朝
廷ニ訴ヘケル 彼僧轉ヨリ下
テ不トイヘリ 又土俗異ニシテ
新ナルヲ好ケルニ因ニ波爾杜瓦爾人莫大ノ利
ヲ得テ無量ノ財賄ヲ運輸シ去ル此事漸ク公儀
ノ患トナレリ又吉利支丹教ノ感ニ行ハルナリ
新化ノ徒ノ合一スルテ彼等本國ノ神佛及本國
ノ教法ヲ忌ミ嫉ムテ其法ノ為ニ他ヲ禦キ自
ヲ護ルノ堅固ナルト是皆ヨリ國家ノ恐懼不安
ノ基ナリ是等既ニ明ナリサレバ許多ノ艱難ヲ

徑又許多ノ人命ヲ終ニ止キ頃社國中諸侯ノ勢
ヒヲ破リ帰降セシメテ久未國土ヲ蕪廢セシメ
ワル内乱ノ終リヲ為シテ僅ニ得タル一統ノ世
ナルヲ若シモ吉利支丹ヲ其儘ニシ置テ其教増
加スルニ至ラシメハ再々新ニ禍乱ノ根源ヲ十
シテ及逆ノ時節ヲ得シ一甚ク慮ルヘシトナリ
斯ノ如ク教々重要ナル義アルニ因テ大関漸ク
波爾杜瓦爾貸利增長吉利支丹候心新通ノ事ニ
於テ際限ヲ立ラレケリ凡領國ノ一件ハ一旦ニ
シテ成就スヘキニ非ズ多年ヲ経ナレハ能ハカ

ルヘノ見ヘタルニ成レ得ル所幾何モナクシテ
大関死セラレケル故ニ後人ニ遺命ニテ其事ヲ
成就セシム皆亦スニ確刑ヲ以テセリ其趣意ハ
波爾杜瓦爾人及其僧侶及諸族通婚セシ故ニ種
族マリ子女甥姪
ノ類ヲ云ヘシヲ伴ヒテ國ヲ退去スヘキ事日本
ノ土人將來恒ニ國中ニ土着ニ當時現ニ國外ニ
在ラム者ハ一定ノ時節ヲ期ニテ帰リ来ルベク
若シ其期ヲ過キテ猶モ異國ニ在留セム者ハ同
刑ヲ以テ是ヲ罪スヘキ事及吉利支丹教ヲ奉セ
ン者ハ立所ニ禁ヲ立テ改ムヘキ事ナリ是

皆至極ノ難波ヲ經歷スルニ非ナレハ奉行成就
スベカラザルナリナリケリ嚮キニ日本一統ノ主
ヲ得ントテ許多ノ肖像者波爾杜瓦爾ノ人ニ對
ノ血ヲ流シタルモ今又國權ヲ固クセムトテ去
利支丹ノ血ヲ流スニハ如カサルヘシ固ヨリ彼
新化ノ徒何レモ道理ヲ説クニシテハ廻心ス
ベキニ非カルヲ以テ刀刃徽索烈火磔架等ノ厲
ケシキ警戒ヲ設ケテ彼等ヲシテ其罪ヲ悔テ曉
悟セシメントセリ然ルニ斯ル嚴極ナル所置ハ
在リ又今カラニカシク慘刻ナリケル獄吏カ茲

明シツル種々呵責ノ具モ了ラセ下晴陽港ノ
々ノ坑ヲ穿テ見ニ長梁ヲ設置而後波爾杜瓦爾
船渡来スルハ即捕ヘテ足ニ索ヲ結ヒ皆此連
ニ掛ク其首下ニ向ヒ其足上ニ向テ握置ハ彼等
眼鼻口耳ヨリ血ヲ流シ終ニ死セリ
カ信愛凝結ノ心少シモ動搖セズ社中々々其信
心虚ナラザルナリハ已カ血ヲ以テ磔架ニ銘セ
ムト願ヒテ揮ル所ナク比類ナキ堅固不拔ノ氣
象ヲ見ハシテ其教ヘタル人ヲナヘシ是ヲ見テ
驚歎スルニ至ラシク是又此方ノ人氣強梁
迄異教ノ為メニ民心ヲ奪ワレシハ永々此國ノ
肖像家ノ耻辱タリト謂フベシ凡右ノ如ク古今

無類ノ強猛苛刻ヲ以テスルノ大御四十軍ノ間
ナリイハレ「イハレ」公ノ薨後ニ大猷院ノ号ヲ大猷院
テ「イハレ」公檢夫爾自註曰薨後、世子ニ之テ「イハレ」
ヤス「公」ノ法孫ナリ此君ニ至リテ終ニ明ニ鎮國
ノ事ヲ舉シ比類ナキ猛烈ノ氣象ヲ以テ三萬七
千餘人ノ吉利支丹ヲ屠戮シテ一旦ニ國中吉利
支丹家ノ殘黨ヲ殫ニシテ是等ノ吉利支丹ハ曾テ
彼堪カクキ呵責ノ遊ルハ午道ナキ儘ニ短見ニ
任セテ鳴原ナル有馬ノ城ニ會合シテ心志ヲ一
定ニ決シテ戰死セムト欲セシ者共ナリ此城攻

撃一三箇月ニシテ落城セリコレ寛永年間二月
二十八日ナリ即我一千六百三十八年日本寛永
十五年十
月第四月十二日ニ當リ日本紀年ノ書年代記
又「王代記」ト名タル者及右ノ吉利支丹ノ變亂
ノ事ヲ委曲ニ記シテ日本ニ行ハル、鳴原合戰
ト題セル書ニ縁ルニ皆右ノ如シ是ハ彼殺伐悲
ノ哀ナリト看傷ノ最後ノ一段ニテアリケル爰
ニ至リテ吉利支丹ノ血ヲ流スル最後ノ一滴ニ
及ビ又ト云ハレ井峯屠戮ノ全ク止ミヌルハ一
千六百九十年日本元
禄二年ノ比ナリケル檢夫爾渡来
女ニ前ナリ

斯ノ如ク日本國中悉皆掃除シテヨリ以來ハ土
人ニ於テモ異國人ニ於テモ四邊恒ニ鎖閉セリ
國禁ノ後寛永十七年イノ國禁ニ遇シ翌年ノ
也彼波爾杜瓦爾人ノ使者ヲ「シヤロ」是ハ「十カサ
キ」ノ謀ニハ
非ス都檢夫爾自餘ノ篇 迄遣シケレ其甲斐マ
ニハ長崎ヲ云ヘリ
ナリ教法ヲ勸メニ來ル使僧ナレハ理ニ於テ害
ナカルヘシト社思ヒタリケレト彼日本ノ朝廷
ヨリ示ス所ノ象儀ノ面ニ逆ヒテ國中ニ入來セ
ムト謀ル所ノ罪科ヲハ免ルヘキ様ナカリケル
程ニ使者ト從者ト共數六十一人「ケイワル」ノ敵

命ニ因リテ斬罪セラレ又唯其氣モ卑賤ナル奴
僕僅ニ教人都合七十三人ノ中僅十三人助命セ
ルニケ 赦シテ歸國セシメ其國人ノ人ニ斯ル強猛ナ
ル應對ニ遇ヒシノ音信ヲ告ルヲ得ベカラ
シム今按ズルニ七十三人ハ七十四人ノ誤ナ
ク長崎志ニ共廿十三人助命ニテ被追
返事等委敷物語リ又トアトハ行方ヲ
シヌストイフ者ハ傳聞之誤ナリ
當時我國人ヲ盡惑セシ南蠻人ハ波爾杜瓦爾
人ノミニハ非ス伊斯巴泥五人モアリシカト
波爾杜瓦爾ニ比レハ其事小ニシテ且又別ニ
異ナル事ニナカリケル故ニ畧セシ者ナリ是

二國皆和蘭ノ南方ニ在リ各主長アリテ別々
人リト云ハ凡密ニ相隣リテ殆ント一國ノ如シ
其惣名ヲモ伊斯巴泥亞ト云ヘリ殊ニ其頃シ
モ波爾杜瓦爾ハ伊斯巴泥亞ノ麾下ナリシ故
ニ我國通商等ノ事ヲモ伊斯巴泥亞ヨリ後見
セシトト聞ヘタリ東方ニ在リテ伊斯巴泥亞
ハ呂宋ヲ巢穴トシ波爾杜瓦爾ハ臥亞ヲ巢穴
トス猶和蘭ノ咬啗巴ヲ巢穴トセシカ如シ臥
亞ハ埵敢國中ノ大城ナリ又波爾杜瓦爾ノ亞
媽洪ハ和蘭ノ臺灣アリシカ如シ何レモ我邦

ニ近キ島國ナリ今ハ二處共ニ支那ニ歸セリ
波爾杜瓦爾人ハ右ノ外ニ甘巴亞恩魯謨斯ト
シ印度ノ大城兩所ヲ押領シ居タリシ歟ト云
是ヲモ今ハ甘巴亞ハ莫臥爾ニ取ラレニ恩魯
謨斯ハ伯爾齋亞國ニ取ラレヌト云ヘリ波爾
杜瓦爾ト我國ト交易ノ事揆夫爾金書ヲ按ス
ルニ其言ニ曰其交易前後盛衰アリト云ヘル
其全盛ナリシ時年々運輸シ去ル所ノ金三百
「ドン」ニ過タルヲ以テ大概其大利アリシヲ知
ルベシト云ヘリ一「ドン」各今ノ文銀ニシテ大

約四百貫目ニ當ル又三百ニテハ拾貳万貫目
ナリ又曰其利ノ最小ナルモ又其運來運去ノ
貨物各一倍トナリテ共ニ四双倍ノ利アリ又
曰一千六百三十六年日本寛永十三年大船四艘ニテ
銀二萬三千五百貫目ヲ輸シ去ル諸人ノ私ノ
銀ハ此外ニアリ翌年六艘ニテ二万六千四百
二十三貫目一本作二万四千四百二十三貫六百
又其翌年船二艘ニテ一萬二千五百九十貫目
有餘一本作一萬二千五百五十貫二百三十七匁三分ヲ輸スト云ハ
リ委々彼方ノ萬事ヲ記セシ者ニテ捨夫爾自

見セシト云ヘリ原書ニテハ恒ノ千匁ナリ
イルト云ヘリ但其頃ノ銀ハ今ノ文銀トハ異
ナルベシ右ノ三年ハ彼ノ交易ノ衰微セル
ノ極ヲ云ヘリ又曰其全盛ナリシ時ノヤウニ
シテ頻ニ二十年ヲダニ経タラマシカバ物
日本ヨリ亞媽港ニ輸ス財寶ノ積カノ古ノ撒
刺滿大王ノ時ニ如徳亞城中ニ在リシ金銀ニ
適ニカリ又ヘシト云ヘリ「カロモン」ハ凡三千
年モ以前ノ大王ノ名ナリ此ハ稀ナル富ノ譬
ニ引ケル者ナリ但ニ前ニ言ヘル十二万貫目

ハ正金銀ノミヲ云ヘリ此レニハ物ニハ貨物
ヲ云ヘリ算斗布ヲ真敷ヲ知テ覺知セハ自ラ
以テ他ニ巨ルベシ

支那人ハ日本人ノ諸ノ藝能學術ヲモ傳受シ現
ニ其地ニ盛ニ行ハル、教法ヲモ授カリソル
所ニシテ其上治國ノ法ヲ頗ル彼レカ模範ニ習
ヒテ成就シタレハ實ニ其恩ヲ擔ヘル所ナルカ
故ニ一切異俗拒絶ノ列ニ非スコレニ因ニ恣意
ニ交易シ随意ニ徘徊ヲ許セレノ多リキ但シ定
メテ長崎ニ來ルヘレトシテ他港ニ入ルナカ

ラシムルハ、斯ノ如ク許容セニル、者唯ニ支
那ノミニ非ス彼支那國最後ニ韃靼ノ君ニ取ラ
レシ時ノ變ニ遇ヒテ其人ノ逃レ散テ到レル所
ハ東方ヨリ東方ハ歐羅巴諸地諸王國東京暹羅東浦
國ト云ヘリ王國ト云ニ足ラヌヲ只諸地皆然ハ其後昔
ト云皆支那人ノ嚮導ニ因テ渡來ス
和支丹ノ教ハ、説法支那國ニ許容セラル、ノ
時ニ至リテ彼レカ日本ニ持來リテ賣ル所人書
籍ノ中ニ漸ク彼吉利支丹經ノ義ヲ解シテ耶蘇
ヲ信スルノ下ヲ説タルヲ交ヘ來リテ是ヲ以テ
彼萬民安靜ノ道ニ害アリ損アリトシテ近キ頃

社種ノ艱難ヲ経テ僅ニ退治シ得ツル教法ヲ
更ニ再ニ獲生セシムトセシトアリテ其事大
ニ日本朝廷ノ憂トナリシ程ニ決定シテエシテ
戒シムルト和蘭人ニ同ク其戒シムル所ノ法モ
亦殆ント相同シキト至リ又唯ニ相同シキノミ
ニ非ス彼等ハ知惠ヲ以テ日本人ノ設計ヲ拒ミ
防クモ和蘭人ノ如クナルト不能ナ故ニ其境界
却テ和蘭人ヨリモ劣レリ然ルニ又彼等カ右社
均ク支那人トハ云ヘ種々ノ國土ニ住スル者共
ナレバ力ヲ竭シテ相妨ケ相害セムトス其上各

播貪欲ニシテ如何ナル小利小得ニテモ中々ニ
耻辱ヲ忍テモ失ワラニ事ヲ欲セリ

夫和支丹教法許容ノ事始テ支那國中ニ披露
アリシハ一千六百九十一年ト云ヘリト云ハ
子ルズ人カゴウランツトルト云ハ見ヘタリ
コレハ檢夫爾渡来ノ後二年目ニアリ然レハ
許容ノ披露ヨリ前ノトナルヘシ同書ニ又曰
吾利支丹教支那國ニテ二流ニ分リテ一ハ儒
ヲ雜ヘ孔子ヲ尊リ祖考ヲ祀ルトテ許シ一ハ
儒ヲ忌テ雜ヘカリケルニ儒ヲ雜ヘタル者ハ

終、本國ヨリ禁止セラルル亦儒ヲ推ハルル
者、其後終ニ支那帝人命ニ因リ支那國ヲ
追逐セラルル又ト云ハル惣ニ支那人文明ノ
國ナルカ故ニ去利支丹等ニ惑フ者稀ナリト
云ハリ 論 鎖國

寛永十八辛巳年阿蘭陀船是迄三十三年平戸ニ
往來セシ処向後長崎港ニ可令着船之旨被仰付

但唐船阿蘭陀船兼朝鮮船共ニ何國ハ令漂着
共其所ヨリ挽船ヲ相添長崎御奉行所工可送

届旨被仰出之身外諸外國船并人共ニ何方ハ
漂着ノ節ニ可準之 長崎

此年為 上意向後阿蘭陀船長崎湊ニ可令着船
旨被仰付之仕去レ度長十三年ヨリ寛永十七年
迄三十三年平戸ニ着船シ去冬如例阿蘭陀人
江府為拜禮平戸ヨリ令出達之處今度右之通被
仰出ニ付拜禮相濟帰路直ニ長崎ニ来着セシ
出島屋鋪ニ令住館 上同
寛永十三年ヨリ同十五年迄南蠻人袖裏置人処
其年蠻人不殘被追返出島明ナ屋鋪ト成ル同十

八年所蘭院人平戸ヨリ長崎ニ被引移是ヨリ所
蘭院人住館ト成ル坪敷三千九百六十九坪一合
地子銀老貫六百七十三匁一分三厘年々上納ス上
所船は禁止スルハ此津の臣世傳ル由ルキ生計不
きを極キナリ多量平戸へ事し阿蘭院の
高船を長崎の津に泊ラズルハ公けの件
ありて寛永十八年より此津へ入来水る事
とあり由平戸へ紅色船の事水る如ク是也二丁
百の年五月より今年迄四十五年の程あり
夫より此々た逐年ことと絶る事ありし

長崎夜話

一 寛永十八年己未八月筑前城主松平左衛門佐
忠之蒙 上意西泊戸所西所 法書所被達之
但寛永十五年南蠻船渡海一切御制禁被仰付
之処翌十六年為御免之願上令入津ニ付即刻
被退返シ其翌十七年又々為願着船也ニ故
江府御窺ハ上蠻人共ハ被斬罪本船ハ燒捨被
仰付仍テ重テ蠻船令入津ハ急度可被撃沉旨
ニテ今年新ニ法書所被令達之
一同十九年壬午年肥前城主鍋島信濃守徳茂蒙

上臺請書所隔年可相勤、旨但每年四月交
代有之

一慶安元戊子年兩家主命、請書所堅固、第
請有之石大矢大綱等武備、用意尤嚴厲也

但最初、六年、間、小屋掛、當番限、

二造、替有之處、去年止任四年、南蠻船着津、

村筑前守、初西國右城、大名當表到着有之

在府、諸家、り、天家免物頭、三輕等大勢被美

越濠内外誰處、在陣、兵船數多擊、宣濠口、

東西、船橋、掛、江府御下知、相待、

七月廿八日 御奉書到來、向後共、決、

渡海御免無之間重、渡來、江、省嚴密、被

仰渡八月六日 帰帆被仰付仍、今年堅固、

著請有之 長嶧

息詔編卷之六

事實第二

寅永二十癸未年五月十二日筑前國梶目ノ大島
 二小船一艘十人乗組陸二上ノ水ヲ取ル其形月
 代ノ薙リ日本凡ノ如キ衣類ヲ着ニクレ氏眼カ
 己鼻ノ高ナ常ナリナリ故所ノ役人ニ告知スレハ
 仍テ捕工ニトスル内急キ船ニ乗テ帆ヲ揚テ逃
 出ル跡ヨリ追掛テ同國地ノ島ニテ捕之筑前ノ
 城下ニ注進セリ依是ニ松平左衛門佐方ヨリ右
 ノ者共長崎ニ差送テル御奉行山崎氏稠ニテ被

遂穿警ノ処住天達共邪宗門ヲ勸ム、キ為ニ日
本人ノ形ヲ學ヒ相渡ル由自狀セリ、即刻江府ノ
言上有ニ処其者共江府ニ可差越有社仰付、則通
詞西吉名衛名村ハ左衛門目明仲庵ヲ相添義上
テ此此時西國大名中ニ御奉書社成下之
今高嶺州大島ノ異國ナリ、伴天達四人、以テ中人
共人同宿、亦居テ所、松平亦居テ依者、若松改捕
以、別所、依テ、長崎、舟月、山崎、梅、八所、所、入、進
ニ、江、進、以、常、ニ、入、乞、ハ、故、小、船、を、以、密、ニ、海、以、所、子
進、以、也、一、攝、精、以、漸、以、機、捕、一、以、事、以、以、能、以、之、年

江、信、以、以、通、於、以、領、内、海、上、又、信、以、所、可、出、事、以、名
房、並、孫、以、由、於、穿、警、可、也、以、行、上、意、以、以、此、由、了、以、
中、達、以、以、極、謹、言、

五月廿九日
阿部豊後守
松平伊豆守

斯ニ在ノ者共江府ニ参着ニ委細被逐法穿警ノ
処彼等非義ヲ悔ニ宗門ヲ轉カヘキ旨願訴テ依
之江府小日向ニ切支丹屋敷ヲ被立彼者共一生
牢下ニニ仰付テル
長崎志崎
陽雜記

筑前國宗像神大島津和宵とよあり
伊和島本 社より西
の才一里と云入江廣く深く
ありて佳音の地ありと云異國船一艘寄奉
り船中の人云くく陸より入りて舟より出ると此
嶋の社人一の甲斐やらたぬつり予二名海牛を
つあきおきたるを取らりしは磯邊に異人と
見く海邊より異船一艘うづりて二名海牛を
みて近づき来るは異國人の内日本のおとむ
りて此邊の身を向ふ山上にある家戸を
見ると二兵衛阿水と云く船中
の来るを察せんしあは國主より主水一苗所

也と云ふ事船の若くおとむりて銀を二枚二
名船に下し入る此船を出一帆影のさるる点の
爰におきてその後歸りてあるべしおと二兵衛阿水
者何れと云ありし立やあはれ船中へ歸りて見と婦
婿と云くそ比國を忠之君 里田氏 筑前守 より村井二名
舟と云ふ士一人此島の守りし主と云くは村
井村長山と入て家におる人を尋りて其細を
つく二名船の社人存屋百姓をつれ舟よのりい
つそ外海人共々乗上乗おひしにむひりて事ある
は異船をるりに近づきし退け給ふ様と云ふ

アノに島の神と祈ふとてまいたるに凡替
やうに遊けし船を大島につれまゝの如き人共の
由一人、耶蘇宗の伴天直や六十二歳一人ハ
我人あり是ハもと長崎の者や又もと京大阪
の者なり日本人も昔天主國より入りし任
ハ此亦来るを解ハ信^ま人ヤ此ハ此者ども事
ハ一ハ日本に天主此法を以てて廣めんと
ありと自状を此中一福買入申上りハ福買入
れ来るハ一としてつれ行後ハ江戸へ参りし
ハまきり一一人の目あり一とあり船に入ると報

トと云ハ此と云意船と云ハ浪七貫目ハ江戸よ
り皆大嶋の村民と下され村井ハ國主より貴
を給りたり村井と付し舟と云ハ目黒市江尾
河つカチ九段二段二十歳あり一ハ遊ハ船
ハハのてし海と止まり地の島鶴嶋神の浦若殿
家松とて参りし舟ハ此状を以てありくのり
浦と云ハまぐ加勢船を以て遊掛すと云ハ
なる故浦と云ハ舟を以て一ハ九段二段も
才受のまぐらまむとありと云ハ一として是ハ貴
を以て此と云ハ凡工記

今瓜分前國大嶋として捕ら南畫伴天連のる
少く同家白状矣

一、い、（？）の國らうはと云ふ所より去利支丹宗
門の頭主つとといふ者有國に伴天連を連し
宗門をわらぬ其國をつとては随ひらぬを
宗門をわらぬしは随ひらぬの如くは人こは呂宋其
外國多貪取やれ日本ハ軍めてハ難成故後世の
為ニ宗門を強るとして伴天連を逐し宗門大形強
むは時分仲買して軍をいづし日本の伴宗をう
ち平け且つむる隨んとのたぐみよは事

一、去利支丹宗門は出人むらと中流十人ゆり
人志を古と中流の伴天連年日本に流り中
らむむあして日本をうむるは事と仕り終る
は批判より日本と中流十人國城二つとあり相攻
ずり東ハ人ぬらん志すこは各出人とや法
を可強日本とつとて隨ひらぬを
考ふる事とや流り由貴國より此は仕り事
一、伴天連林日本へ流り中流十人國城二つとあり相攻
ずり東ハ人ぬらん志すこは各出人とや法
を可強日本とつとて隨ひらぬを
考ふる事とや流り由貴國より此は仕り事
一、伴天連林日本へ流り中流十人國城二つとあり相攻
ずり東ハ人ぬらん志すこは各出人とや法
を可強日本とつとて隨ひらぬを
考ふる事とや流り由貴國より此は仕り事
一、伴天連林日本へ流り中流十人國城二つとあり相攻
ずり東ハ人ぬらん志すこは各出人とや法
を可強日本とつとて隨ひらぬを
考ふる事とや流り由貴國より此は仕り事

檀那より百了りたぬい儀より世丹をくすむに付
天連杯海一宗門を弘め日本を了取との覚悟を
以年

一呂宋と日本人の体天連四人多し其内一人は
其本国が有山草人親類より草人を先年火死
し連り此親類の体て連日本へ歸り了りとの
儀より其夫人を河川毒瘴より本年日本へ極
し了り由呂宋より我母共の物語はれ有書体天
連といふ人より昔の本年歸り了り由是と我母
共の語り中より其外日本人の子五六人呂宋より

唯今學問を致させせり天川より日本人の子
十二人學問を致させ何れは天連の子之日本へ
歸り了り為の由承りりゆは体天連杯多く方の
國に仕立並連に日本へ歸り了りより其後河
流は

一先年日本より吉刺支母宗門弘りり母あり
日本の出家の金銀を出一吉刺支母宗門より
一其外日本のいりまん同宿を諸寺諸山へつ
り一學問を致させ仏法神道の極意を習取する
と方は南蛮口より引取板におら一其の体

天連上を学問を請ふ事なり何れ通ふ事日本に
法を弘む事なりと云ふ事

井上鑑後守

未九月八日 法當家令降

一寛永二十年二月十二日堀田如實寺下宿舎に
以成切支丹七つこ以奉所少小井上鑑後守等
十八人切支丹等

四月廿一日堀田如實寺下宿舎に九つ半に以成
切支丹に穿警は聞七つ半迄
廿七日酒井讃州下宿舎に八半時以成住天連昌

白井長老市尾町の宗門の事は尋り遊りし事

五月廿七日相平如實の依領分はしる事は天

連十人小船に乘りて捕入り流石途中乗取

七月廿一日加賀寺下宿舎に九つ前より以成日著

二還所宿舎より乘り南蠻人四人は詮議以少

其外四五人日本伴天連出る事は南蠻より乘り

おらんぶ十人大將武人此内之候者く目白人是

其の詮議市尾町の昌白也其外通詞武人出

八月十三日涼草以廻りより加賀寺下宿舎に

以成有者して其れ吉利支丹等なり

九月十日 八ツ時 加賀守入 法成五ツニ還休
十人の南蛮人并松平相模守醫者玄介并部之三
津田道廣息法詮儀あり
九月晦日 九ツ時 澄波寺下在處へ 法成四人
之南蛮人伴天連并竹屋の長左衛門 其外四五人
切支丹穿警忠守り遊 五ツニ還休
十月十一日 澄波寺下在處へ 九ツ時 法成日暮
還休飛舟の取寄へ 伴天連の口以守り南蛮人
八不集り
十一月十八日 澄波寺下在處へ 八ツ時 法成日暮

還休十人之内六人 伴天連以守り遊
十二月十二日 堀田加賀守日成夜五ツニ還休
伴天連並法守り奉
正保元年二月八日 堀田加賀守入 九ツ時半より
成道節休所 日暮還休切支丹法詮儀
四月朔日 法禮過き 加賀守入 以筆切支丹法詮
議
同廿一日 八ツ時 堀田加賀守入 法成伴天連
守五ツ前より立四ツニ還休
同十八日 堀田加賀守下在處へ 八ツ時 二九時

家譜云所記は正重寛永四年に叙爵して筑後守
と稱す同十年大目付となり十七年徳御りて去
幕石を賜り別々作を蒙りて去り西園は信長
一紀家長崎の越き桑田の高祖及び耶蘇禁制の
事と許すといふ折切支丹宗門の本由を尋る
弘治年中南無の高祖は伴天連志之祐高を
其面相奇怪あるをりて見る人市を成せり時
津の風の人高山飛騨寺同右近大夫崇信にて宗
門に入り三好松永の権家へ達してこれを為す
きしか信長信仰きしませしより其法も弘ま

りりしめくしこの宗の寺院存し又建立あり太
閤嘉夫の時よりいふに其害不顕然して魁首ありつ
こせらるるといくるとなく元和の頃には再
び世よりいふより其後北信國の僧彼邪宗の害
ある事を國に告げしに後へりてよりし形
以制事の端は開らるるより切支丹物語と云書
つんへりて或書に云く崇長十一年の頃吉和支丹
と戸宗門より駿府所へ入寺を立法法より佛
法を嫌ひ神道をそしり佛像を火に入れ薪と
神社より多りいふるをいふと仕りて其法

亦ふり何れ諸人もしてはやすゆへ天より禍起り
今自らの上様より以無傷重く大火をよめはよ
し諸人中ありきり云々老談一言記ふ云々
右徳院殿の時天主の侍よりらぬより告申す
ありしは海より試すこといふ小姓が指差其を
をささるると云々羅山文集の耶蘇ふ軍といふ也
の心向者あり事々々々此頃の事なり又一
云記の云く指差ハ七年の程西國よりきたりて
人いふまにたふさふさとのりくとくと其法を傳へ
り復告きしは台徳院殿三日つけて日

物成とさきりしめしては法なる物出されし
揖斐より井上頼隆すくけしと命をうけし其
宗の大意及び穿鑿すべき方あるとてしつへ
しと不孝者日記云孝者十七年二月頃日於江戸
吾利支丹の法を崩密に命をうけし小笠原権之丞
柳原加吉守原主を尋し其宗門ゆへにらむゆへ
は許さるべしとすけしは同日三月十一日の条に
云吾利支丹の法を崩密に命をうけし小笠原
原権之丞柳原加吉守原以下五六人改めしる原
主水ハ逐電して江戸知水守何事も知らむゆへ

河免もべしとの事あると取引せず。公上意
ありて向後族を西に十人組ありて互に吟味
をとげし中よりの宗法あるは之上取べしと云
城主宗法記云、景長十八年十二月廿六日。大久保
相模守忠隣、又命ざりて上江をしめ西洋國の
宗法を攘斥せしむ。同十九年正月十七日。終上法
日。五、夫利支丹の邪法を禁せらる云々。此の
吾利支丹物語云、元和の以、以制禁と云へるは、
ハその大様を志るをしむてひか、是もをへし
實の景長年中、よま禁せられし事を知る

ふりしと、此と数年を経て、野郎宗門止ざりし
より、井上筑後守宗法、傳付られし、以、宗法警めあ
りしありし、其は、南無三、りや、人内ハ、ルモ、
人シヨセイ、フ、ロウ、口、と、いふ者、吾利支丹の宗法
部、い、し、船、来、あり、時、寛永、廿、年、末、五、月、あり
同、七、月、十、三、日、江戸へ、召、寄、せ、ら、れ、し、宗、門、を、引、筑
後、守、政、重、と、あ、つ、く、候、い、竹、島、守、宗、法、と、い、ふ、者、一、人、
増、筑、後、守、が、召、寄、せ、ら、れ、し、時、山、原、を、入、お、う、る
と、い、ふ、は、此、時、者、野、の、牢、獄、ハ、捕、ら、れ、し、と、い、ふ、正、保
の、以、の、江戸、終、國、より、井、上、筑、後、守、宗、法、と、い、ふ、者、

是ハ山賊を討り以て程多クハ未改而及
ハナリトあるべしと云く寛永四年の事
仰ラレ事ハ録スベシ或書云馬天連本
國ハ風雪の爲ニ江前飯田町ニ移ルを始リ拾
人扶持を強ル者居リ小口ハ左衛門右衛門波
号三人セシヨセイフ口ウロハハ記法重恩を
感セリ録セバ切支丹の白状と云フ人等別罪
人籠糶ハ小口ハナリシ事ハ不確重恩一丈升尺
ハ十三日四方ノ集立堀守一丈升尺の程あり
忠如道一針人ナリト外ナリ内ハ丹を挿入テ

うち土を掘リテ築ク此時板倉内保向入守後を
命セられ昼夜槍を守ル海士是種同心相子本を
打テ用不才是寛永年中ノ事ナリト云ハ此ハの
事ハ筑後中野ハ上テ中津島人聚團廿人日ハ
同心の軽率を強ク強ル者ト云キ事録本
此上ハ大事の事ナリト云ハ俄ハは抱あらんト
然るべからずとの鐵炮方田村分組の同心林別
ちテ取られト云ハ田村兵庫助景隆長十郎年
此ハ中野ノ事ハ載スルハ彼ハハ此筑後中野
事ハ同日にも録ラレト云ハ此筑後中野
録テ此役を勤メテ後ハ入道ナリ

此以、宗門改をば大目白北条安房守氏長節の
より入道房のより、多々、耶蘇の法人元邪法
ありと、りくども人、信をへき理あればこそ、
教を崇敬するものあり、その人相あるべしと、
大融院の作を、一々、親しき息男等も、
のゆへ、不世とを、又入道の中され、
廟の作、耶蘇の法、西洋の法、
の人を、去人も、罪なり、
べし、あるべき、
う、其宗を改め、改め、
新

井天孫の云、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、
五十一、
五十二、
五十三、
五十四、
五十五、
五十六、
五十七、
五十八、
五十九、
六十、
六十一、
六十二、
六十三、
六十四、
六十五、
六十六、
六十七、
六十八、
六十九、
七十、
七十一、
七十二、
七十三、
七十四、
七十五、
七十六、
七十七、
七十八、
七十九、
八十、
八十一、
八十二、
八十三、
八十四、
八十五、
八十六、
八十七、
八十八、
八十九、
九十、
九十一、
九十二、
九十三、
九十四、
九十五、
九十六、
九十七、
九十八、
九十九、
百、
百一、
百二、
百三、
百四、
百五、
百六、
百七、
百八、
百九、
百十、
百十一、
百十二、
百十三、
百十四、
百十五、
百十六、
百十七、
百十八、
百十九、
百二十、
百二十一、
百二十二、
百二十三、
百二十四、
百二十五、
百二十六、
百二十七、
百二十八、
百二十九、
百三十、
百三十一、
百三十二、
百三十三、
百三十四、
百三十五、
百三十六、
百三十七、
百三十八、
百三十九、
百四十、
百四十一、
百四十二、
百四十三、
百四十四、
百四十五、
百四十六、
百四十七、
百四十八、
百四十九、
百五十、
百五十一、
百五十二、
百五十三、
百五十四、
百五十五、
百五十六、
百五十七、
百五十八、
百五十九、
百六十、
百六十一、
百六十二、
百六十三、
百六十四、
百六十五、
百六十六、
百六十七、
百六十八、
百六十九、
百七十、
百七十一、
百七十二、
百七十三、
百七十四、
百七十五、
百七十六、
百七十七、
百七十八、
百七十九、
百八十、
百八十一、
百八十二、
百八十三、
百八十四、
百八十五、
百八十六、
百八十七、
百八十八、
百八十九、
百九十、
百九十一、
百九十二、
百九十三、
百九十四、
百九十五、
百九十六、
百九十七、
百九十八、
百九十九、
百十、

といふ

元禄十四年の改定は奇蹟回心の者共は皆あつた
日根内は住居を以て書地の世を以て以て
小条安房を己が別業の地と彼等とあつたといふ
所はあつて宅地を割ちあつたといふ
石川安房所ありこれにの住家を設けし時
地ありといふこの後寛永年中口はマイナ
ヤの人ヨアンハツテイテ外シロウテといふ人
初奉せし時もこゝにとらへられては常盤
るが彼も又いふ程なくあつたりたるその後

宗門の甚も遠くありて禁園の名を多入といふ
日下獄屋廻廊の後に再造するに及ぶ此後
宗門方より司る事ハ村ハ切支丹族帳及び延
寶九年^{二月廿七日}に記されありといふ
のりて諸家の事ハ切支丹宗門改の證書
録りあるのみなり刑錯る用ひはる世と
よりあつて寛政の改定格長心が事なり
一以て禁園の地とふされんあらま
をも檢せられしと法場の跡を以て
此ハ如何ハあらんと云上しりる

やみゆ

伴天連墓是也今ハ大久保志度寺カ別業の内ナ
リヨアソハハシテイスガ墓アリヤミ根を植ハ
リハハニ事ハ今ハキリミラヒケリヨアソガ
事ハ下文ニ委リ

長帥夫婦墓同ト云フビニあり是も墓本あり
ハ今ハ伐拂ヒテ去リ長帥及ビ妻ト留ト云
者ハハ不ヨ入ルハ船主の南蛮人同ト云
場ハハ甘サセラレテ終夕ニツキツクハ
リ又此夫婦同家墓産ト云ク其墓モハハハ

是れハ、軒下ノ水カ、永ク山石ニ、草纏キラレ
ケル、故又ヨアソ、ニサ、メラハ、水ノ法を、
世ト云、初メニ、カ、ツガ、及キ、後ヨリ長帥
ハ三口ニ、入二口を、賜リ、後ト、二人カ、
日等ハ、未考長助ト、申市郎各、田ト、い、子ハ、
川ハ、幅、同、屋、多、在、此、ト、家、中、職、を、勤、メ、
ト、其、餘、ノ、事、ハ、サ、サ、
ハ、兵、衛、不、是、也、は、榊、内、東、ノ、隅、ニ、あり、ト、今、ハ、
留、氏、宅、地、中、ニ、屬、キ、新、道、坂、下、中、腹、ニ、
此、ハ、垣、外、ニ、あり、ハ、水、カ、今、ハ、往、還、ニ、あ、る、カ、ト

一高き三尺半の伊豆石あり或ハ名無とい
ふもの中古の人より耶蘇を信し刑せらるる
に及てその志を更せざりしと江戸志云は古
切支丹名前川ありあり今ハ尾島ありありを
興りヨシ生る事なくを就とせり事あり全敬
の音と此石ハいづくこと云ハ河原五兵
衛が覺書云く延寶七年未五月十二日付馬
町より四人來り山形ありては多め一は伴の
囚人更而より高橋武人同ハ女人侍り町ハ
月浦ハ奥州岩城の人ハ名無といふものあり

本年十九才盜人あり在り青木遠江守其刑ハ遊
三めり大刀名ハお鳩付名無つと云ハ此碑忘ら
くハ此ハ名無が墓の志るありありとされど
普通の刑人ハ遊の字より建りハ山何ある事
ありや
裏門七軒名無の方ハあり今ハ大久保宗門の
後ハ此れその名無あり今ハあり後者ハ入
りあり
在り志る事無切支丹同名無ハ平々宅地の
南よりありと云ハ直の者おられりるハ人の

入る事をゆるさず此にそのさむく見ゆまよ
したるをいふ實政の成廢せられて官庫以下
をじ不なれふんとせし時ハ其直を留るもの
もあつてそのさむく見ゆべりりしより其
の成敗しききを思ひ出たすまうきし志るま
り候これのけり尺字の及びしりハ彼官庫三
本出つが事實を疑はし友よ志るまり

岡本三右衛門付

三右衛門ハ有雷シ、リヤの由ハレルモといふ
所の人より付天運あり名をシヨセイフカウ口

と云ハ實永二十年未五月黒田右衛門佐領分
筋外やきり鳴入澤名せりやうて領主より尋問
々々ハ却支丹宗門すゝめの為よ未水りと云ハ
より長崎より山崎権左衛門は送り届し同七月
十三日江戸入居せりよりて宗門奉行井上筑後
守入り預られ傳馬町の御屋におうけりか後
報信書宅へうつし乳問ありて山崎は二おうれ
年ハ報子奉度月と月侍十日を賜入り振徳を岡
本三右衛門と稱せし事ハ其以何徳のまのよ岡
本三右衛門といふものありしが如何なる罪り

ありりん刑の刑に此一を 上意よりて其
姓名と佩刀以下を賜りて其任の男女を以て
不され 又至物三崎西町の者何事刑せられ
其妻を三右兵衛の賜りて其妻を延寶二
年寅正月廿日分の時の在り書本遠江守高橋務備
任在り加用傳九郎の星野源助等二年一三
右兵衛の字門書物の事其書記を二月八
日功を終りし時 三年卯十月十七日 三右兵衛
書物の事より其証をよりて 其入さく
て起を改めば其國の字名より入るべきと加用傳

右兵衛の河原甚五右衛門等とせしと不れりて貞
享二年乙丑七月の始より病ありて命を去るま
がりよりより 龍徳の醫師石尾道明其妻を調して
服用せしりとその証ありて同廿日申の下刻
没せり其年八十四山居ありし事 四十三年其
の百高重一金子廿八右三右 小粒 十三分 三分
小粒 十五分 あり
りしと同日廿日 檢使あり時の在り林信徳等
より葬式の手を命じ 小石川金屋院の諸化
主等より其者ありて 屍を喫子のせりきり 葬具
してりの者より葬具より 法語を入専淨真信士とい

室よりなり。此時山寺ありし者日
五月廿三日。山師為より金子を賜へり。其
詳不明。事實は傳へず。同六年五月十日。登丸ッ
時没き。年七十九日十分。以法目付。阿部治次を
師友并拜。叔由つ。未りて辰夜授りて。同。茶毘
下是。無量院へ葬り。正壽順。傳。祥定門と謚を
今其墓所を尋るも。志は。す。この。ち。妻。女。と。婚。女
とい。二官に。後。預。と。あり。同。宿。あり。これ。三。右

壽庵傳

出ると。同。船。事。せ。し。日。在。て。名。好。三
郎。名。好。つ。と。呼。へ。延。寶。二。年。寅。九。月。五。日。狼。藉。の
事。共。云。つ。の。里。々。々。より。宰。府。を。つ。ま。ひ。の。同。五
年。也。類。し。より。孫。の。も。と。へ。金子。拾。得。を。賜。ふ。事
時。彼。か。婿。仁。を。由。とい。ふ。之。の。書。書。を。也。く。り。と
され。バ。外。孫。あり。貞。享。三。年。十二。月。八。日。中山
勘。解。由。より。一。り。一。つ。其。の。家。僕。何。事。一。封。の。書
を。傳。り。て。再。い。宗。門。へ。立。り。入。り。され。刑。せ。られ
て。命。終。らん。こ。の。里。々。々。とい。へ。り。の。事。は。
終。き。て。是。處。歎。す。へ。き。事。々。々。と。返。す。女。の。

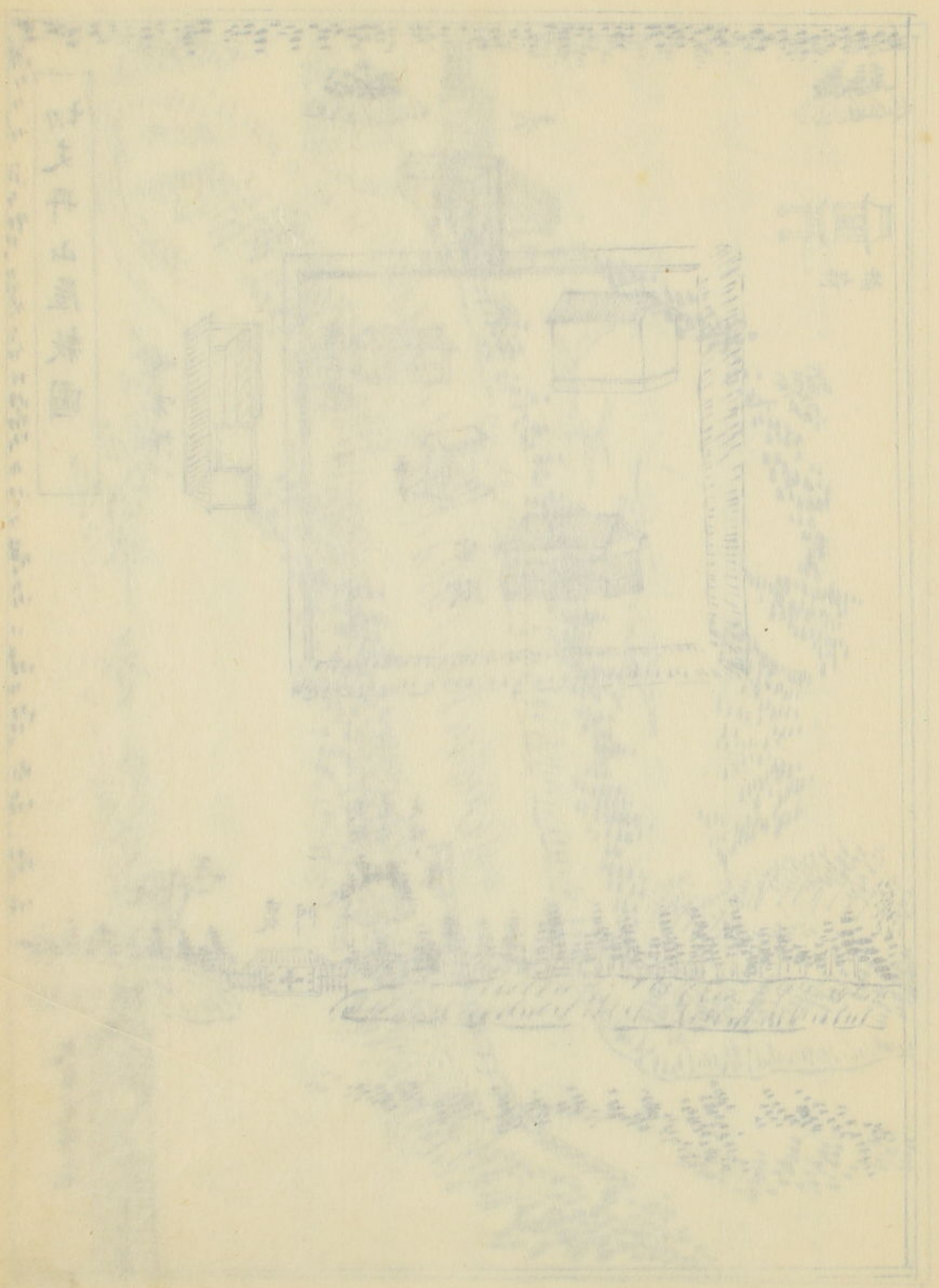
とらくし元禄四年未七月十日再下
水如回十年丑八月十日前田安藤守小幡三
左衛門守行いり一時没き一寺八十景是、年
量院入葵きりおませし内月侍七口招く妻を
も命ざらぬし娶いといへ

二宮傳

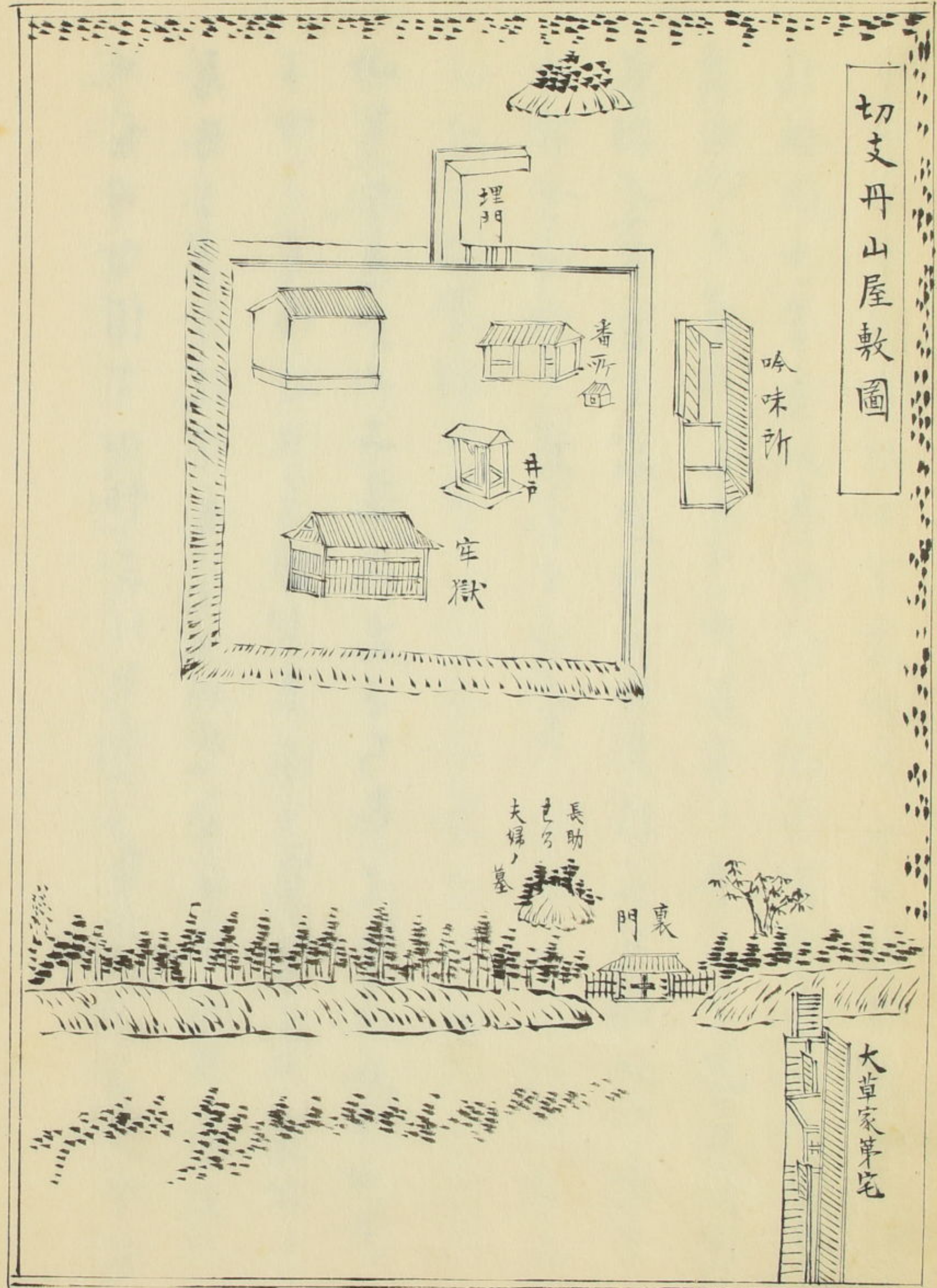
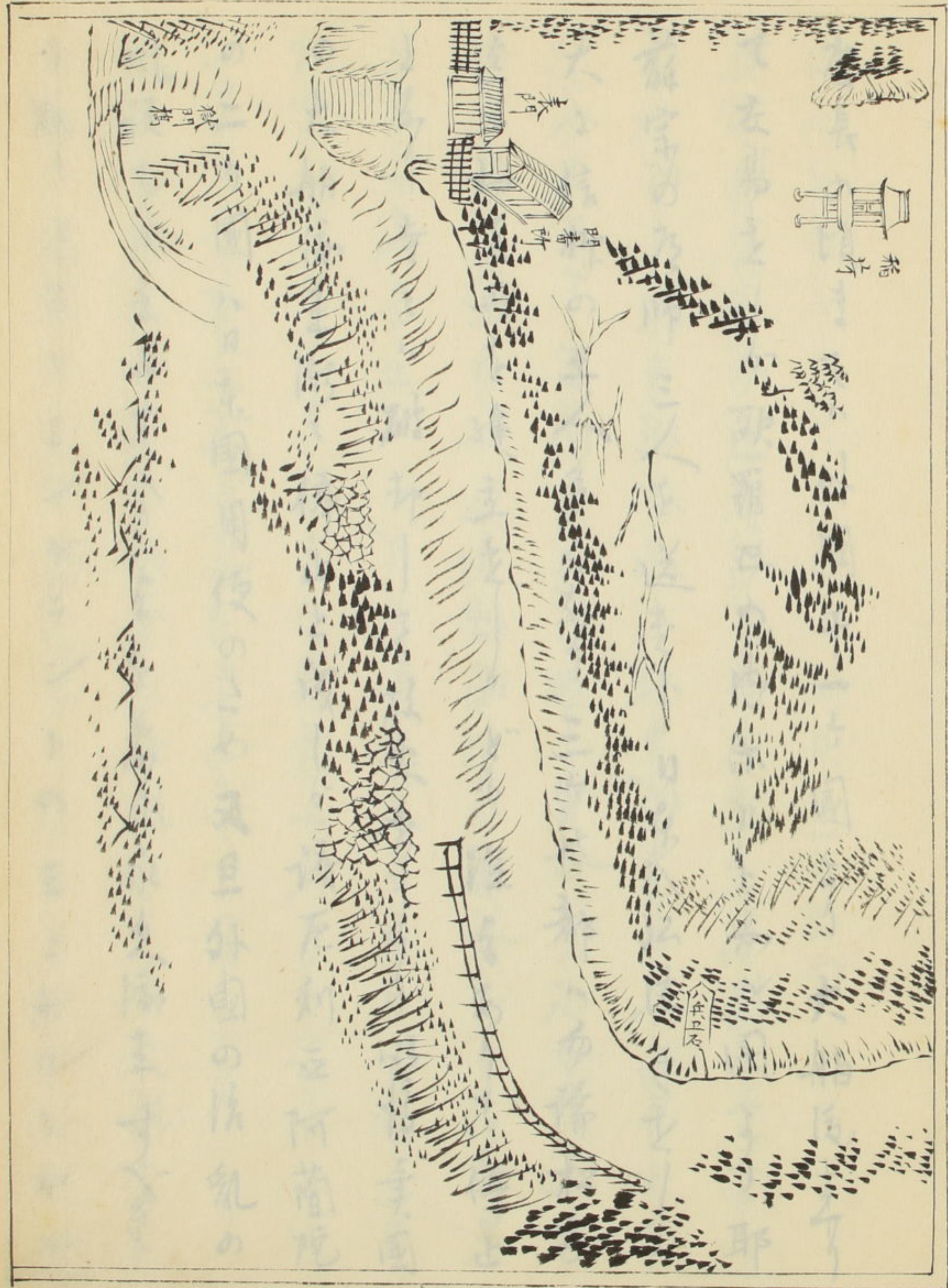
天皇安南の内交趾の
トトトといふ是の回時船来せし
等の妻安南といく遠江なり
五月金子きふを招へ元禄十三年未七月十日

日在田下徳守小幡三郎在田守行いり一時山
后別りして没す年七十八是、元禄院へ葵れり
らつて月侍七口を招い妻を七娶りり妻女ハ
此年七月三日二宮ト友とらく没きり小日向志

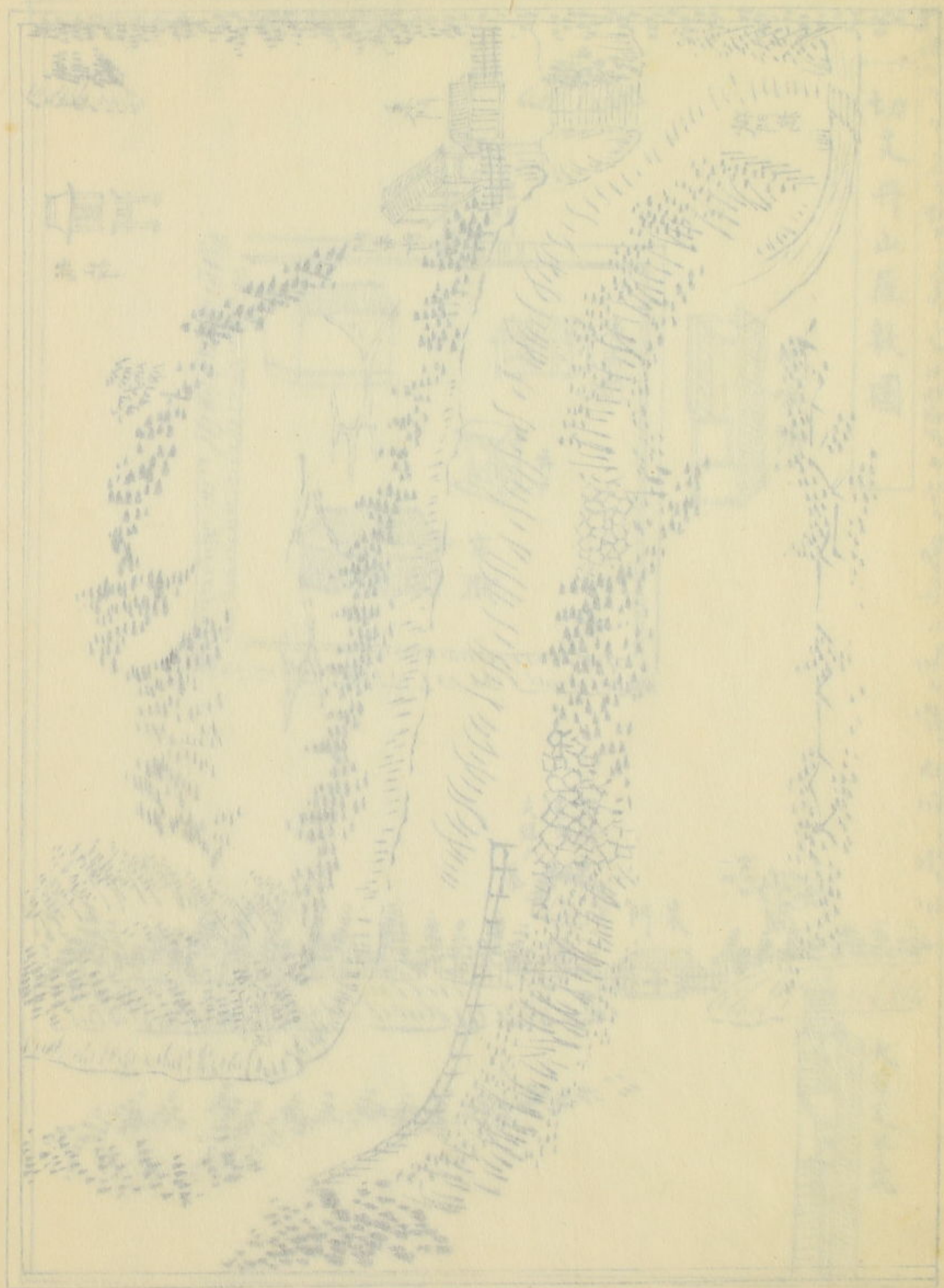
一、此圖係在...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...



此圖係在...
 此圖係在...



慶長の頃までハ外國十一ヶ國より大船は来り
て交易を以て歐羅巴の内ホルトカニ國より耶
蘇宗の及師三人を送りて日本へ弘法させしが
大々信仰の土人多くあり三ヶ地都ハ布端相成
造り切支丹を建立せしがども深谷ありて停止
とあり寺ハ破却し火を以て焼く事あり以て信長國
の大船は来漸々停止と成りて諸厄初ニ阿蘭陀
の二ヶ國ハ日本國用使の爲め又且外國の治亂の
風説も主上すべき事を爲り永久に來すべき
事極りざる事エングラントの王とホルトカニ



の王と親類ある事知られよりエングランドの
船は停止し成程和洋の大船の、永之海軍を
へきと本令二百多艘、交易する事あり。外島の
波爾杜瓦ルより海軍の及師一人をハバレン
と云一人をエルソンと云一人をフラレンと云
各有髪赤毛の人あり他國より男女と云々時
の人と云て生涯童身をすし男女交合の及を
道と修く徳を保也此三人も竹真の人あるか日
本へ返来し二十餘年の内決る色情の交あり

...

又伴天連三ヨセウ改名岡本三右衛門
正實年間薩州久島へ異人返来位取在るを以
て擡りて京都へ送る數多存年せし内日本言
語を覚てすし海本はる船本も解ある一
言銀子一貫目十人扶持を給て山崎より佐賀
妻をよめし仕ふへき名を蒙りて豆州三崎西所
産の婦を娶ふれど生涯妾とせきとあり此付
て在伊太利亞帝の選舉よりつて海軍を
りあり月出の浪屋真政を在僧とせき命をなす
返来すしと云八十四年より病死すし石川

陸上墓有日本住居四十餘年修真を打ち以て
日くく實に凡ふさるる人物とつて
之切支丹居を之類なりと云ふの古き書付に云く
同中三十九年を山居を四十餘年筆居貞亨
二年七月廿五日死去す年八十歳山居川無量院
に葬る
而此墓を見ん者無量院よりして僧徒より
此に不知と云既して門を出んとく侍知見
ハ唐人筆の形に刻みし石あり即三十九年
の墓也

因書云三十九年素呼名ハ人扶持を筑元禄八
年正月十日病死七十一歳三十九年仕一僧
ハ師の口を伝へ
而る書ハ切支丹居と云ハ山居也
此傳ハ何所より老人の語を學ぶすて切支
丹字門の人ハ山居をく押込られ死せる人ハ
無量院に葬らる事と云是ハ名号此の傳
の事ハ不知と云き
此説より三十九年を寶永以前に死す
る事ハ明なり薩摩より傳へる寶永五年大

隅田郡久嶋の海上に大船一艘あり又凡
の余て去の故に人海中に立言語を教り日本の人
のめしといふ是をせしむるに達して又京都に上る
山名あり入らん海君是に達して西洋紀聞未見
異言を著すこれに三女内を混りて字もふ
らん宿所中山名あり来りしヨハシが事あり
同書に云伴了連ヨアシハツテイ又夕に口を
實永六年十一月朔山名あり来りし正徳四年十
月廿一日死す四十七歳は人より入るる一よ
り不犯の人なり

山名ありの跡を相支丹名ありと云ふと力同也
をなす土形一ヶ所あり其地の初年を正徳
と云ふれり竹橋の河内より来りし大久保を歴
す下島あり久留原三ヶ所ありとの名ありとあるは
源三郎長良を名に大なる根を在り是を
ヨアシと云ふヨアシハ「ヨアシ」を誤傳する所
よし是則ヨアシが墓地なり予が曾祖母の
時正徳の末に今の島あり来りし以て是人の信
守ありあり天氣陰陽晴雨風烈火災等を未だ
了るしあるを疑ふ見守きしと曾祖母の語を

祖母の字より其比まで八宰相あり多し事
より暹馬人所出と云何甚古書に詳なり
切支
丹人
北陸の○西洋高麗原如諸説

切支丹月明唐人 周辰官 楊台官 長崎ニ移住官事

正保元申年有力馬場三郎九郎の 山崎権八の古
配と云林右官と云唐人異名と小舟八兵衛と云
日本の刀隠しと云と云に付寛永全官 何れ也
曲事了り付たりのもの切支丹に諸人より出る也
竹廣東より切支丹宗門の名宗悔了りたり然る
取同年八月に廣東船主船人共五十二人宗徳名

宗より切支丹と云悉く其改め此中着くもの唐宗
高重の事と云書りしものを取出すより不詳な全
に作付傍向をとけりて黄五官楊台官其外
五人の切支丹宗門の名もては江戸に江戸の宗
井上筑後守家老官初右馬允臣新一人詮議は
政り所然心多し五官六官中にも諸船より黄順
娘官一作用居官と云考非宗門なるを長一戸中に出
然り然十一月の如く船人共五十二人宗徳是又
岩濤より不詳詮議あり諸人よりせられ此等周居
官黄順娘其外三人初合五人非宗門に因り出候之

船中不詳是令中自限之江戸に往遊りしに同日十
二月黄五官楊六官江戸へ可指遊田に 伴舟通事頼
川藤大由つ指氣江戸へ在りし於此地の控儀之系 長砂之
自物之身一各お遣は者共ハ天以教年令任書切支舟字
門之立入南東人之内の人を能存長、寛永十七
年之奉人南渡舟の後之様よあし 以年之口在へ
おしおさの 船中より解りし上りて 少くしては西
け切支舟目的は 伴舟の持ち方海防領古川所
小久野原島をめぐりて 三ノ二船領に 伴舟は古島に
強子邪宗門の者九人、其二人の巻原より病

死七人、穴釣に 伴舟の 其外之者ハ 船中
帰舟に 伴舟

一、船中 目的 唐人 夏高之此迄ハ 存命より 入津
之 船中 京政 目的 之もの 目的 之 出陣、
病死令ハ 目的 之 崎陽雜記

唐船渡来人物奇品

正保元甲申年唐人林友官周辰官黄五官三人御
制禁邪宗門ニ依テ江戸王被召下御吟味、上死
罪可相成処善心ニ及向後ハ渡海唐船中邪宗門
者吟味訴人可致旨申上ニ由テ 罪科赦免ノ上

長崎之在江以奉切支丹目明之被仰付瓊浦通
正保元甲申年長崎在津唐人林友官異名小作
山歌八兵衛ト云者了此者日本刀脇指ヲ唐
國ニ渡スヤ中密事露頭ニ入牢被仰付已ニ津仕
置不被仰付ノ處被切支丹訴人ニ不出申ニ付即
命被差置處林友官追付跡船ヲ邪宗門ノ者了
渡來者訴之然几處因年八月廣東出ノ唐船一艘
入津又彼船委細被相攻阿媽港ノ事書ニ物ヲ
搜出又船中ノ唐人稱シク拷問有リ處黃五官楊
六官其外邪宗門ノ者四人有之由白狀又此旨江

府言上有之也并上筑後守家老同部左馬允當表
ニ被差越仍ニ御奉行山崎氏立會ニテ稱シク被
遂津穿鑿ノ處此五官六官非義ヲ悔ニ為御忠告
訴出几ノ跡船ヲ又々黃順娘周辰官ト云邪宗
門ノ者了渡來ノ者物几處同十一月廣東出ノ唐
船一艘入津又則訴人ノ者ニ見セラレ稱シク被
遂津穿鑿ノ處黃順娘周辰官其外三人都合五人
邪宗門ノ者十儿由白狀又則船中人者入牢被仰
付追ノ江府言上有之也同十二月林友官外ニ唐
人二人共三人通事穎川藤左衛門相添被差越之

處於江府猶亦濟矣議力之處長嶸三白狀一通
訴之此唐入共阿媽洪敷年在任之邪宗門以授
去寬永十七年長嶸三之唐船燒去捨之其
第十三人即命三之被追返之事奇事人物誌
不猶又此後邪宗門者渡來下可有之卜三
人者命之助今之邪宗門改之目明之被仰
付濟扶持方下上長嶸三歸之古川所之有之
濟閩所屬之千之玉之右邪宗門者九人內二人
八病死又七人八穴釣被仰付二船之唐人共皆
追返之

但之者目明之唐人之貞享ノ頃返ハ存命
二之入津ノ唐船二乗リ船中相改ハ段々病
死以後目明之斷絶又長嶸三
日本國臣徑四位下侍從對馬州太守平義成呈書
朝鮮國禮曹參判大人閣下本邦外平想貴國亦安
泰甚堪瞻仰前回錮送患昭事我儕在州時既因執
政等以達尊聽乃遣彼船於長嶸三察之所乘車明
國商民五十二人其中耶蘇邪徒五人雜偽隱匿果
伏其罪貴國懇厚之故不以嘉焉頃日吾儕述職東
武拜謁大君辱蒙恩言欣幸多多此時具仰異船

事甚勤素氣且執政等恭承嚴命諭告我儕曰宜傳
達感嘆之趣於貴國當其善鄰不禍昭知矣故馳仰
丁寧漢之先是南蠻邪徒生口白障之本邦嚴制不
能匿其以貴國此本邦近接相通故妖術者乘隙
到貴國邊浦而後欲密入本邦可以擄焉可以誅焉
以此宜啓殿下申降罪令使沿海鎮浦兵官益設其
備察非常而若有約條外他船漂流則速擄之可被
送於金山倭館邪法者共以所當禁遏也他後彌審
此有則為國為政幸甚菲薄土宜聊表寸誠載在別
幅伏冀詳察不宣

正保二年二月日

羅山文集

二年三月廿二日奉勅之命は礼有之ハ礼道ハマア
又定井ノ江成田ノ京師ノ往ノ在ニ余ノ以テ作
生ノ所ナクハ付事ハ様々ノ事ナクハ閑取ノ之傳
八八無由能上ノ事ノ銀計板ノ人扶持伝馬志
正定ノ下ノ事
五月二日海井渡は多ノ俄々ハ心事ノ江成切支
丹波守ノ事
八月廿七日海井渡は多ノ下ノ事ハ以テ來去ノ支丹
味守ノ事

十月廿三日 薩摩守 下原冬入は来 吉和支母 田守

り事 凡

十二月二日 薩摩守 下原冬入は来 吉和支母 田守

り事

三廿日 八日 切立丹 薩摩守 下原冬入は来

法米 薩摩守 下原冬入は来 吉和支母 田守

年 以 薩摩守 下原冬入は来 吉和支母 田守

四年 六月 伊須担 伊須担 伊須担 伊須担

使告 嗣位 修 其 補 好 以 妖 教 之 徒 詔 回 之

七月 十日 長崎 船 中 来 吉和支母 田守

り事

あき人 叔 出 船 由 沼島 之 吉和支母 田守
長崎 表 南 雲 船 中 来 吉和支母 田守
り事

十二日 大名 宗 留 吉和支母 田守
者 名 代 替 以 礼 之 吉和支母 田守
り事 不 比 稱 了 下 原 冬 入 是 也
十三日 鶴島 肥 前 守 下原冬入は来 吉和支母 田守
石上 守 中 由 尤 之 思 召 不 知 然 此 吉和支母 田守
り事 成 以 者 之 儀 不 知 存 以 過 以 吉和支母 田守

由云 仍係此事 實慶錄

正保四年丁亥六月廿一日 長崎志 崎陽雜記 長崎

本志云 海軍廿六日 入津 之云 若 是 有 長

崎 飛脚到來之日 曰唐舟ノ 未ルトカ儿コワ

ヨリ長崎表工着岸ノ 遂余議処ニ 自彼國日本工

使舟ノ由ヲ申久其注進目錄ニ云

一船之長二十六間 但船ヨリノ軸迄也

一横七間深ナ七間 此舟三百五六十人程 兼子共多シ

一石火矢廿一間ニ 二十四挺ヲ兼七夕ノ

一艦ノ高十八間

一帆柱ニ抱キ

右之通之船二艘ニ 石火矢四十八挺身ハ六十挺

共申惟舟中工不入故ニ 分明ナラズ舟ノ水際ヲ

リ中取返ニ 二段ニ 雙ヲ仕掛タリ 船ノ作りハ 異

國ノ軍船彼國ノ武士共此舟ニ 兼夕ノ由ヲ阿蘭

陀人共申也

一林同供舟

一長廿廿二間半

一横四間半

一深十四間半

一艦ノ高寸六間

一帆柱一抱半

已上唐舟ノ分也

一松平筑前守手ノ出ノ役舟關舟六十六艘舟數

都會百十一艘

一鍋島信濃守手ノ關舟二十五艘 都會百二

十五艘

一小笠原信濃守手ノ關舟十四艘 都會二十艘

一細川肥後守手ノ關舟百八艘 都會四

百三十二艘

一高力根津守手ノ關舟十四艘 都會十九艘

一松平義濃守手ノ關舟三十八艘 都會五十

二艘

一松平隱岐守手ノ關舟四十八艘 都會百艘

右大名七人ニテ出ノ役舟都會八百五十九艘

人數之費

一松平筑前守人數雜兵水主共ニ 一萬千七百

三十人

一細川肥後守同數 一萬千三百一人

一鍋島信濃守同數 八千三百五十人

一 和 平 隱 岐 守 同 斬 六 千 三 百 十 一 人
 一 立 衣 左 近 將 監 同 斬 三 千 八 百 七 十 人
 一 小 笠 原 信 濃 守 同 斬 千 六 百 七 十 八 人
 一 和 平 義 作 守 同 斬 千 九 十 人
 一 寺 澤 兵 庫 頭 同 斬 三 千 三 十 五 人
 一 大 村 丹 後 守 同 斬 二 千 七 十 九 人
 一 右 人 教 部 合 四 萬 九 千 五 百 四 拾 四 人
 右 書 付 之 舟 數 異 人 數 以 長 崎 湊 舟 入 之 口 二 船
 ヲ 浮 入 其 海 路 ヲ 悉 取 切 于 廣 舟 ヲ 不 出 様 二 支 控
 及 中 二 毛 黑 田 右 衛 門 依 八 人 數 二 萬 人 以 責 舟

一 手 二 舟 數 八 十 艘 在 二 二 大 十 八 鉄 鎖 百 尋
 餘 二 振 百 筋 斗 用 意 二 兩 端 二 八 十 貫 目 〆 碇
 斗 付 大 木 斗 以 〆 下 〆 鎖 斗 斗 鉸 二 二 打 付 船 跡
 斗 爲 重 二 張 切 斗 〆 細 川 肥 後 守 〆 廣 寺 〆 以 一 尺
 八 寸 四 〆 二 草 綱 斗 振 工 長 斗 二 三 十 尋 二 二 〆 是
 二 左 右 〆 端 二 右 之 通 二 大 碇 斗 付 〆 〆 二 〆 厚 七
 八 寸 長 三 間 斗 宛 〆 板 斗 舞 斗 斗 鉸 二 二 打 付 爲 重
 二 二 張 切 斗 〆 是 皆 唐 舟 斗 湊 斗 〆 澳 二 出 二 間 數
 支 度 斗 〆 右 之 注 進 目 録 斗 老 中 被 見 二 〆 即 入
 上 覽 下 云 〆

廿二日唐兵之事軍船ト云殊更多人數ニシテ石
火兵多仕掛置之日油断ト云テ不_レ通_レ路
ヲ取切テ委細ニ是ヲ穿_レ鑿_レ其様子ヲ注進仕テ
受_レ沛下知_レ者又唐再理不_レ盡ニ滑_レ庚_レカ_レトスル_レ十
ニ心一人天不漏可_レ許取_レ有_レ上意依_レ之彼表_レ又
向_レト_レ大名九人并長崎奉行御月付衆之方工招
平伊豆守阿部豊後守阿部對馬守連累ヲ以申遣
七月十四日晦景ニ長崎表ニテハ筑室大名等唐
舟之降迄夜中舟橋ヲ力ケ上ニ歩ノ板ヲ敷ケル

程ニ往來其利ヲ得_レ幸恰ニ三條ノ大路ノ如_レシ
一細川肥後守加失手細川刑部長岡監物兩將ト
シテ人數雜兵六千餘人ヲ遣_レ深堀ト云_レ淺口ト
舟營ヲナ_レス
一鍋島信濃守人數二萬人此外諸大名ノ人數ハ
不分明故ニ不_レ注_レス
右唐兵ハ保流戸古和ト云_レ處_レヲ_レ來_レル_レ彼古和ト
云_レ處ハ申_レ入_レ年ニ出_レ船_レ今年丁亥迄四年ヲ經_レテ
着岸スル由ナリ去年中着岸可_レ仕_レ之處ニ七月十
六日海上ニテ大風ニ逢_レ天川工吹_レ寄_レラ_レ彼地ニ

逗留之風靜し日和見合也出船之漸此地正着
岸仕之由ヲ申ス其故ヲ相尋ルニ古和ノ帝王代
替ニ付其子細ヲ日本ニ申達シ御禮申上度由也
抑古和ノ云處ヨリ長崎迄ハ一萬六千里ノ行程
ナリ折節阿蘭陀舟又四艘近着岸ニ居タリ右
之注進為云ハ七日ニ長崎ヲ發シ来ルトナリ
一九月廿九日 亦傳ニ載ル所ノ該書ニ乘船ハ
月六日ニ臨帆セリ分吃ルル心
以九月廿九日長崎ノ和
脚の来ル云ハ誤ナリ 長崎之飛脚到来ニ申
云唐船之儀西國大名之人報リ以湊ノ口ヲ取切
或ハ鐵ノ鎖或ハ葶網ヲ以テ其道路ヲ張切舟階

ヲ以テ葶節又道ヲ付ニ仕寄又竹京捨楯ヲ捨雙
其影ニ石火矢大筒佛郎機等ヲ付掛ケ件ノ船ヲ
可攻體ヲ相闘久故ニ異國人大ニ駭ニ通事ヲ以
様々ニ申分ケ仕其趣ハ古和ヨリ韃靼ニ行船也
然ニ難凡ノ障ニ依テ不慮ニ日本之地ニ漂泊シ
夕リ全ク日本ニ敵對ノ心有テ来ニアラズト再
舊ノ問答アリ其上古和ヨリ韃靼國ニ差證文數
多出之願ハ舟中ノ輩カ命ヲ被助本國ニ歸レ可
給之旨ヲ歎申候只今ノ休ニテハ中々日本人ニ
對シ敵對可仕休トハ不見由ヲ注進ス則達上

間処ニ然ル上ニ無別義無罪輩ヲ理不盡ニ殺テ
之事ヲ不便ト至也彌打亭ニ會議詳定ヲ遂テ異
議ナクハ宥免シテ可帰遣但此方ヨリ海ノ内自付
衆其外之奉行有船ニ乗移テ諸道具ヲ相改メ
ニ異テハ兵具等ハ此方ニ留置ヘシ次ニ兩船ノ
内ニ石火矢多仕掛タル由有之間然ハ彼石火矢
一艘之舟ニ四挺突ハ概ノ外ハ其船ニ不可指金
悉取上ヘシ其外ニ之見允次第兵器ヲ抑留シ了
然此儀若叶間敷旨及異議者一人モ不殘可切捨
由有御下知依之右上意之趣ヲ一ツ書ニシテ俾

豆守豊後守對馬守連判又長崎奉行并御目付衆
之方ニ遣又一通ハ右之趣ヲ認テ松平筑前守細
川肥後守鍋島信濃守松平隠岐守立花左近將監
小笠原信濃守松平嘉作守澤兵庫頭大村丹後
守以上九人方ニ遣ス若又舟中ヲ改メテハ
事スマシキト云又舟中ヲ改メテハ兵具ヲ
ハ渡スマシキト難澁スル事アテハ時刻ヲ不
火急ニ責テ一人モ不殘可切殺旨ヲ載タリ然ル
故急ニ西國ニ飛脚ヲ遣ス實明日記
正保四丁亥年六月廿四日南蠻二艘入津也即

刻通詞才以年来南蛮船渡海制禁八処何ト云
 渡来ルヤト仰聞ラハ蠻人共前々ト直渡海津免
 人御願人爲ニ南蛮平阿國ヨリ使者船ヲ差越ス
 八由申出人同廿六日二艘ノ船湊内身投告ノ前
 二入船セシリ
 哥阿國ハ南蠻國地ノ名也南天竺ノ近方ナリ阿
 蘭陀人スラア夕ト云意太里亞國^{ホルトガル}布留都葛蘭國
 諸厄利亞^{パニガリヤ}國此三ヶ國ノ者共ニ呂宋阿媽港可阿
 三所ノ地ニ在留スト云
 一艘長二十八間 横七間 深八間

石火矢二十四挺アリ外ヨリ見エ
 一艘長二十四間 横六間 深十四間
 石火矢二十二挺アリ外ヨリ見エ
 二艘乗組人數合四百五十六人
 使者名コニナルホウニシケイラテカウ
 一人名トウルトエスクマホフレ
 右ノ通季細江府ニ言上有之松平筑前守ハ同廿
 八日當表ニ着アリ西國在城ノ大名各當表ニ着

向あり在府ノ諸家ヨリ天家老物頭等数多軍勢
兵船等ヲ揃ヘテ来着有之濟奉行馬場氏諸家ノ
人々ニ向テ彼船其儘ニ差置若江府ノ御下知無
之内不意ニ馳出ル者ナラハ無詮事ナルベシト
種々評議アリ湊口ノ東西ニ男神女神ト云若ア
リ此岩角ヨリ大綱ヲ引渡シ船数百艘ヲ並テ繋
キ合也大ニナル材木ヲ繋ノ如クシ人馬ノ通路
又不成程ニ船橋ヲ掛渡シ湊口ノ海上東西三町
四十三間陸路ノ如ク成リ夕ラハ彼船容易ク
馳出マシキト人支度也則諸大名當湊ノ内外諸

処ニ陣処ヲ構ヒテ嚴重ニ警固有之

諸家軍勢兵船数古ニ記

筑前福岡城主

松平筑前守

人数一萬千七百二十人

陣所西泊戸所
立上飽浦

内四千九百五十四人水主

船数四百五十艘

肥後熊本城主

細川肥後守

人数一萬三百一人

陣所外本鉾
船橋東

内四千八百九十六人水主

船數三百二十艘

內八十艘早船

肥前佐嘉城主

人數八千三百五十人

錫島信濃守

內三千三百五十人

船數三百二十一艘

上使伊豫松山城主

內三十艘早船

松平隱岐守

人數六千三百十一人

內二千六百五十人

水主

陣所

船數九十三艘

同伊豫今治城主

內五十四艘早船

松平美作守

人數千九百九十人

內五百六十八人

筑後柳川城主

水主

立花左近將監

船數八十艘

內十一艘早船

陣所

人數三千八百七十人

內八百人水主

軒所見

船數九十艘

肥前唐津城主

內十一艘 早船

寺澤兵庫頭

人數三千五百五人

陣所内本

內六百八十人 水主

船數九十艘

豐後小倉城主

內五十一艘 早船

小笠原信濃守 人數千二百七十八人

陣所戸所大浦

內三百五十人 水主

肥前大村城主

船數八十艘

大村丹後守

人數二千六百三人

陣所大浦

內千二十一人 水主

船數三十艘

肥前島原城主

內十艘 早船

高力根津守

人數千百人

內五百三十人 水主

船數三十艘

內十一艘 早船

總人數合五萬二百二十八人

內一萬九千七百九十一人 水主

船數合千五百八十四艘

內二百九十八艘 早船 二百九十八艘

百三十四艘

斯于七月廿八日上使井上筑後守御奉行山崎權
八郎當表到看云云御奉書持卷松平筑前守二被
相渡之

請大御奉書寫 五廿日 留百六 奉書 御奉行

一軍令 以上凡黑船長 沙着津 五月廿八日 候 御奉行

八江 和 船 凡 船 停 高 力 揚 津 守 日 根 坐 御 奉行 馬 場

三 江 大 船 凡 船 停 高 力 揚 津 守 日 根 坐 御 奉行 馬 場

若 振 振 其 上 云 云 御 奉行 馬 場

前 長 船 有 力 中 之 御 奉行 馬 場

深 奉 御 奉行 馬 場

惟 禮 云 御 奉行 馬 場

七月廿二日

阿部前馬守
阿部豊後守

相平伊左衛門

相平筑前守殿

右ノ御書拜見有之則御奉行所ヨリ通詞ヲ以密
船ノ儀日本渡海為嚴禁旨相シテ被仰渡如今度
亦々赦免ノ願トシテ今入船既不法至極也決シ
テ御免無之條急度帰國可仕有被仰渡八月六日
二艘ノ密船無異儀帰帆也シテ畢ニ又諸家人人
數五萬餘人兵船千五百餘艘前後左右ヨリ打圍濠
外迄見送ラレ其行極尤嚴厲ナリ密船出帆以後
諸大名當表ニ五六日逗留有テ各帰城セラレ

長呼

志

南蠻ノ船二艘來朝ノ事

正保口丁亥年六月廿日星船二艘硫黃嶋の沖
迄至リ碇を卸を遠見ノ南洲ナリト云ハレテ
馬場之頭左馬場ノ方ノ注進は其ノ旨阿蘭陀人
通詞お係ノ指合ニ二艘トシテ南蠻の印を以テ旗
を不命阿蘭陀ノ旨ヲ取アリ其ノ旨南蠻は其
道依テ其ノ控仕を以テ以制禁ノ旨何トテ極
海ノ外ト有之ルハ先年南蠻ノ日本為被詔事
齊ゴハ國の主命使者被詔由中先早、濠ノ可ハ

由之日向方 二十廿のあり 二艘ともこの
 入碇を却り別處所を付至石火矢玉等此是れお
 届り候ニ申す所使若道等々今度口方へ候海
 仕候儀ハ海路一篇ハ候とて候へん 以て通事 亦申
 つて 隔帆候儀ハ候とて候へん 其候出立候 不致申
 上 申す所 不致候儀ハ候へん 江戸へは遠近 此國ハ七折候
 止國ナリ 物取家天取 控越 其馬場ニ付 大少
 諸國ニ寄充 而ハ石奇黒船此分ニシ 石並候ハ
 不計任順凡 是出候ハ 難事候ハ 候ハ 候ハ
 と申候儀ハ候へん 高砂と 戸所ハ 百上 大綱を張ルハ

二船ノカキタツテ 取其上ニ 綱を掛セ 幾重ト 張
 材木を五重をり 馬月ヨ 傷候ニ 要意を仕
 り 此近國ニ 城ハ 大名ハ 候ハ あり 而 江戸
 町ノ 此 町ハ 相 可 候 前 申 事 有 候 儀 候 儀 候 儀
 此國ニ 候ハ 大名ハ 此 町ハ 外 海 迄 木 屋 在 申
 各 所 引 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀
 上 所 引 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀
 考へ 上 意 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀
 出 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀
 之後 五。 令 備 留 各 所 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀 候 儀

船四百五六十人

内使者名

一人ゴンサアルホウテシケイラテ

又トウルトテコ

又トアホコレ

黒船長

二十六間

横七間

深十八間

同船長

二十四間

横六間

深十四間

石火矢十挺

但外見五分内は保不為明

諸大名勢船乗陣所

此事長崎志に曰く

あり在傳は今日下知を我待りま

上段井上家存り山崎橋より七月廿八日長崎

二下名は尋書山本松平家あり御関之

は尋書長崎志に曰く 呼陽 推説

正保四年丁亥の六月廿四日と云々又三媽港の

黒船二艘湊の外に來れり一艘は長り十六丈あ

り一艘は十五丈ありりの大船よりそあり平

る此船の堂の高い船はありて皆軍船の造り

りて皆およそ兵船と云ふは或るをりの外はあり

りしと云や筑前肥前ありて長崎刺中馬場民

中會話ありてまづ船をハ湊内に入させられ通

事をわたり其意趣を聞しめされ事のありさる

あましく関東へおんせはうへされ公の古を親
ひは下知の聞えあん程船を八前客と護るべし
とし丸物と諸大名地無く湊の浦く西東の磯屋
と船屋をうちあへべ陳を張くおの敷百の軍
船船をたをそろへく今くくと関東の西下知を
そ待舟とる船船船六石船艘士年四百九石候
人湊の内は舟あましし津口の外浦の島は
諸国の陳はあらさるりあり此外陸軍士
難役のとあがらと到ると船と五島くは候より
長崎町の懸幕大形あらはれこれと高人の家ら

ハ徳作ととも多ク一はわが徳人ハ妖術を事
ととるあつひふれはいつるまのりさあくもまを
出ふ人もけくくくと諸大名持論候ありて如
津口の車女神より西の方男神の若事と四所
むくりの海上に船候とあつひやひの才細と
へく上へ歩この板を敷あつひぬまは底津き梅
の面は包らと陸地あつひ候し人馬往來せしあ
りたる黒船よりいつちあがめく今ハ通きぬ事
の露も波のあされときえむやとおのひ定あり
書きまゝて敷はよも候から友船とむかひし

手と打あらし書ハ唯臥と仰ありて用ひひ
ありありさるありりほ不どし七月も暮りしは
以あり諸国の士一玉高し打身ありて国をこれ
不知止き内をすえ人もし討あり不をへ
きよ定り付らひり形らばおくれをさき付らば
りれりハ石火矢あまらる事ありて誰もあま
り受と受すむやく苦海を陥りて人あまらるめ
世の名残惜しむとておのし海難かりおのし
くおのし人の文をくいのことおのしあとする
もありて哀と思ふおのし八月初日舟の飛脚の

まをてしハ中思船ハ亞媽港の使船ありて難之の
罪を測しお例のちとく日本海海免許あらん戸
外難を証ふも使をれに探りに謀りて海海
の事ハ叶ふをうらなわう移り来る事あらばも
し強て来る事あらば再犯通るへうらばと望く
命をとりて八月とも長崎の津を出帆をさる
まりし諸君の思船ハ皆商人のともありて何
方ハハ国をさるるありハあらばといひしとも
やされば萬々の災ハ會致し起りありやま
らぬみちに無量の物ともを積りてしりてく

る事唯此國あり金銀を求むるすべしと云ふは
一と云ふ事ありてあるにありにありにありに
や得るは其の實を言ふにありにありにありに
と云ふはありにありにありにありにありにありに
慶安元年戊子去冬如例阿蘭陀甲必丹へ二テレ
キコエタ江府に参着ノ處年來御制禁ノ南蠻船
當皇日本に渡来ノ間及ニ於テハ即刻可令註進
之處其儀無之不屈ノ至ナリトテ拜禮不相叶獻
上物等御受用無之長崎に被令帰之是歲甲必丹
ニレキスノ久渡来ト上使井上筑後守當表ニ着

舊了、新古兩甲必丹ヲ召シ去年南蠻船渡海セ
ニ目明忠庵ヲ以補シテ被遂御穿鑿ノ處阿蘭
陀人曾テ不承及決ニ存掛ケテ無之趣横文字ノ
書付一通和解相添美上ルニ付筑後守江府ニ持
参有之此節迄、御禮御免無之故而甲必丹共ニ
長崎ヨリ直ニ帰國ス右ノ通西年御禮不相勤之
處筑後守甲必丹御代言ノ書付ヲ於江府披覽有
之蠻船ノ阿蘭陀人方ニテ決シテ不承及之段
被為聞旨分仍テ明年ヨリ如例御禮可相勤旨御
免有之云々

長崎
志

長崎
話

慶安二年己丑四月八日松平伊豆守信綱阿部豊
後守忠秋西人連署之手紙ヲ以西國大名在江戸
之面々正被留テ曰御用之儀力之間家来一人家
豊後守宅近テ被指趣ト云々依之皆參候又被仰
渡日耶蘇宗門ノ輩於日本高仕度之旨魚々御訴
訟仕儀當長長嶧ニ着岸任事可有之子細ニヨリ
船人共ニ返ニ被遣事可有之又事ニヨリ来舟之
輩一大被踏潰儀之可明面々在江戸乃ト云共松
平阿波守指圖力之八家人等ノ彼表ニ差趣候様
ニト尤在所工早速其旨可相達由被仰渡

八月三日長嶧表工南蠻之高船三十餘艘致着岸
余類華種卓山之積々由注進
廿九日西國中國四國ノ大名家人一人家可被出
由松平伊豆守ヨリ申来付各群卷時ニ伊豆守并
上筑後守等申渡テ曰今月十四日阿蘭陀人長嶧
ニ着岸シ其者申ハ於雍州南蠻舟ニ逢申付船ヲ
漕寧舟中ニ見處ニ伴天連二人乘居候何方ニ差
ヤラント相尋ル所ニ吳和工高ニ參ヨリ答ル
由ノ注進アリ然ハ先年ヨリ敷度被仰渡候浦
ノ番所彌念ヲ入彼伴天連陸地工不瞻様ニ可被

申付是輕体ノ者指置候共念ノ入不申付之旨
上意之由被申渡
三年庚寅三月七日阿蘭陀人御禮ニ登
御禮代大名表出任八日阿蘭陀人御暇被下銀子
五百枚阿蘭陀王銀五百枚力七夕
者從大納言様被下御小袖銀二百枚御小袖
十使者二十一日岡田淡路守肝煎ヲ以內薩石見
守方工典力一人出置ノ處ニ彼者吉利支丹之由
訴人下御金議之處ニ無紛吉利支丹也依之淡
路守無念至極曲事ニ被思召由上意之趣御老

中被申渡閉門ノ事
五月二日今夜岡田淡路守屋敷ヨリ出火少燒
三日岡田淡路守内々肝煎之典力一卷ニ付不届
ニ被思召閉門被仰付被指置候處ニ去頃居
宅ヨリ出火重々不調法ニ付今日詳定所ニ右
之趣被仰渡淡路守父子共保科肥後守正之
ニ御禮被成當分彼下屋敷ニ蟄居ス
五日岡田淡路守父子三人保科肥後守新領奥州
會津ニ趣寬明記
被了レ岡田也亦邪法在在也
亦多レ其家

致ケルニ至用スルヲ知ル
皆川藤衛門初羽州最上ニ任シ後内藤兵部少輔
政晴ニ仕テ暇ヲ請フニ歳公ニ奉仕ス藤衛門常
テ天主教ヲ學ブ慶安三年ノ春ソノ事訴人アル
ヲ以テ足輕頭ニ召預ケラル詮議ノ内病ニ罹テ
其年五月八日死ス一男二女アリ皆幼シ不裁シ
テ藤衛門妻モ亦病死ス一婢アリ名ヲマ妻死ニ
臨テ婢ニ言テ曰今我ニ死シトス近親ナシ
三孤身ヲ託スル所ナシ汝子トシ養ハル幸ナリ
ト婢ユレテ諾ス藤衛門カ男源大夫克重及ヒ女

子兩人幼年タリトイエ氏父ノ罪ニ依テ獄ニ繫
カレ婢有司ニ就テ哭泣シテ曰ク願クハ三子ニ
從テ獄ニ入ラント吏許サズ且諭シテ曰汝罪ナ
シ速ニ出テ去ルベシ婢叫ンテ吏ニ乞テ曰妾向
ニ主命ヲ諾ス其言猶耳ニアリ今日難ニ臨ンテ
昔モ免レハ是主恩ヲ忘ルナリ且三子幼弱妾
ヲ得テ能ク活ク今俄ニ妾ヲ失ハル其死且暮ニ
在ラシノ妾坐テカウ其死ヲ見ルニ忍ビ又三
孤ニ先ニ自ラ溝瀆ニ經レンニハ不如モト幸ニ
三子ニ從テ獄中ニ入ルテ得ハ是妾ヲシテ死

セハル一ヲ得セシムルナリ其言甚哀シ傍人為
メニ涙ヲ流シ吏モ亦其言ヲ感シテコレヲ許ス
三子ヲ敬養スル一二十餘年終始一ノ如シ我
公ハ時ニ至テハ公ソノ節義ヲ感シ婢ヲ獄ヨリ
出シ且克重モ亦其罪ヲ以テ寛文四年甲辰
十一月三日切符ヲ賜テ步行士トナシ常陸國志
水府吾纂
此婢の福をあるは此の邪教の
災を免れども 尚ほ邪教の禁を
免るに困るべし 是を免るに
慶安四年 大猷公亮

北條安房守大目附一ノ時井上儀兵衛入道ナ
リ小一兵耶蘇の法を本邪法アリトシテ其
人信すべし語なれば是は又此の
名を心持すべし 大猷公の信ありしは志
とすき見男等あり 此等の何法もきりせし
ひに 一ノて安房守は 此等におもひ見男等
をナキ流し去りて事外何法せしとあり又此
後入道のいふ 大猷公の信ありしは志
の志し急ありそのために我國の人を一人も流
し外ハ人をも我國に指とすべし

と我我國人の換せたり。之にその宗を改
めハナシテ^{遺老}と傳ふ^{物誌}。後年井上統後守入道中され、大猷公一切
支丹に悟ハセたり。邪法ありといへども、ま
くの信仰する旨趣は、こゝに此の意を志すか
者お、一志うれハ此と我報のまの心はあへき
とありと仰ふてハ、神子ハ尤も極に敬ふれハ我
等ハ、恩恵をへと。此事ゆは、まゝせずと北条安
房も、この此邪宗ハ、ゆは、まゝしてハ子息を
産みおとす、まゝと我報いせられ、まゝに能く入

道に法又、大猷公仰ふ天主を、悟ハ、西洋の教
へあり、まゝ我我國の人を、一ノ心、罪子ナハれ、
ハ我國に換せたり。ゆへ、まゝと、まゝと、
國の人、換せたり。ゆへ、まゝと、まゝと、
まゝと、^{續明良}、^{洪範}、
大猷公、甲斐並、善加、
以時、日本、北、由、
之、是、ハ、一、
志、寸、
切、此、事、
任、

小宛
小宛

撫子に

東照宮は遠洲に異国乱る、と仰るに九洲に
ありては將を撰み異国をおさへさせよ日本中
大軍は休兵とせしに一家計りの害衰しし利
漢は争ひに及ぶる時、日本國の恥傷しハ
日本國の譽を異國の恥に祝大非あり、是
を異國恥まは此心はわく押入を撰み
へと云ふは人兵大小を以て用心をある事
一也文政の子被の船を手痛く命てさる事

日本、ゆゑに北極星也、これ船を痛く命て心連流
る如く海海をまはさるるの大風を船中なる
らざる我れ兼る、海上一帆より来る百り船
る事あり、兼るの覚悟、一船幾し用ふハ大
平水時あり、我れ寸草ハ塵とく異國天子ある時
新兵、日本を攻め、日本は治まある時、異國を
もり、我れ、ハ、陳高の焼くるに、我れ、用ひ、せ、
は、兵、愚也との上意、との大洲を奉せらる
大敵、分、し、國、神、を、重ん、ぜ、ら、る、し、誠、を、よく
祖、訓、を、守、る、事、と、り、な、る、事、也、

井上氣持を去り去利支丹改をとりいりるが天く
の吐く即辭れありは他國へ出さずは法を以らぬ
かくりぬ入言んとり者れもへ其國の王自らけ
きて懸懸又礼を畫して其法を廣く去らひ代り
諸族とありへり孔何れにけり殺されあひも
孫をとりて封すべし孔ありは法をかへるん
子孫をとりて三族の形よりけりしと望く節
て他國へ去りもや相諸族より件の者れ方へ全
銀珠玉錢幣類をつくりていしは孫ありもや
日本兵小國ありといへ共計既其地を警りて

申く法をとりて其國より懸り人事ハ叶ふ
より代り其去利支丹宗女以て日本半むハ以
宗子かへりて程ありハ奪りるべき不ふの宗法
也よく未來に以懸りありて
権取様中宗女最事よ法むらひあされはる故既
よあありて其吾聖堂多くあらはされ今も玉の
又日信止齋室や法尤事ありと後ら進りも
あつてしるくそのかへりや
一切支丹宗女は割勢なきれは其となく其統
無し其る命は杖をけりせり法と
信出され

校合
推記

以尔老中何事、余立はるる系、松平伊豆守を
ハ以尤上ハ、休意、少句、心持、以哉、と、西尋
多、これ、中、上、ハ、心、今、迄、ハ、彼、宗門、の、者、こ、ろ、ハ
以、好、ハ、以、心、付、た、ん、ハ、月、今、以、後、ハ、亦、あ、る、と、云、ふ
一、之、以、成、敗、也、と、い、は、れ、ハ、各、諸、人、甚、恐、れ、以、之、以、法
縁、ハ、亦、立、可、ハ、事、ハ、以、尤、死、在、ハ、分、中、上、ハ、以、ハ、以、
感、述、され、ハ、寛、永、
大猷院御時江戶ニテ或浪人勝レテ孝行ナル兄
弟有テ親ヲ養フベキ便リナクシテ難義ニ及シ
此ノ兄申ス様我ヲ切支丹ヤト訴人致シ候ハ

御褒義可有夫レニテ親ヲ安樂ニ養フ様ニト密
談ス弟聞テ尤然ルベシ去テカウ兄ハ一ヲ訴エ
申ナシテ天下人恐レテ下リ只我等ヲ訴ラレヨ
ト一向ニテ十餘年シカハ畢竟親ノ為ニ捨シ命可
惜ヤウナシ兎ニ角モ下ニテ親ニ深ク隠シ其頃吉
利死丹ノ奉行井上筑後守正誼ニ呼出サレ
尋ラレ候エバ其身モ切支丹ノ由申スニ付御大
法ノ如ク銀子百枚被下直者ハ則禁獄セラレシ
ニ切支丹ノ頭伴天連カ方ヨリ今度ノ者ハ宗門
ニテハ無御座候其譯ハ此方ノ宗門ニハ定リタ

此唱言有此事ハソレナク不存何レノ手筋ヨリ
成タルト問候工尺分明ナラズト申ニ付又彼者
被召出殿々御詮議候工ハ實ハ親ヲ養ふ兄弟誼
合イタレ一人身ヲ捨親ヲ養フベキ方便ニテ公
義ヲ控メ申罪科難逃願クハ親ト兄カ命ヲ御助
ケナカレ共一人ヲ如何様ノ御仕置ト仰付テレ
候ハハ生々世々有カタキトニ可奉存存強クニ
歎キシカハ色々御穿鑿糾ナレテ御伺有テ奇特
ノ者也トテ所奉寄樽屋藤左衛門ニ轉テ御諷其
後命ヲ御助ケナカレ筑後守兼所奉行加々爪氏

部少輔ヨリ又金子夕マハリ因獄石出帯刀樽屋
藤左衛門又合カス其上彼兄弟ヲ保科先肥後守
石出ナレ恩賞ニアツカリシトヤ金玉詞林按氏
其の皆川者其の事婢の如あれども當時法
禁の嚴あるを想見するへき故これを云ふ

此唱者有... 八... 工... 不在... 八... 手...
... 作... 工... 分... 下... 又... 彼...
... 出... 八... 御... 議... 生... 實... 親... 香... 豆... 兒... 身... 該...
... 合... 十... 一... 人... 身... 才... 拾... 魂... 王... 泰... 方... 便... 云... 公...
... 聚... 中... 推... 申... 罪... 科... 難... 進... 視... 夕... 後... 上... 兄... 弟... 命... 中... 尚...
... 而... 心... 也... 此... 也... 何... 料... 也... 許... 姓... 道... 姓... 仰... 林... 子...
... 亦... 出... 十... 九... 思... 費... 二... 漸... 擊... 紅... 山... 女... 道... 住... 信... 其... 許...
... 兼... 出... 期... 江... 哈... 欲... 軍... 相... 社... 秘... 想... 漢... 下... 罪... 無... 矣... 耶... 該... 耶...
... 命... 大... 輔... 陳... 耶... 耶... 金... 托... 以... 第... 後... 字... 細... 琳... 致... 欲... 被... 公... 衛... 關...
... 後... 命... 大... 輔... 陳... 耶... 耶... 金... 托... 以... 第... 後... 字... 細... 琳... 致... 欲... 被... 公... 衛... 關...

